

て之を救ひたるに因るなり。註。アレキサンドル一世の時には去勢派は苦行派が如し。其後十八年間彼は彼得堡に於て布教に従事せしが、思ふに其長く無事なるを得たるは唯た其信徒の金力に富みたること、アレキサンドル一世の時の社會が腐敗を極め居たるとの二事情に因るの外なかるべし。千八百二十年ニコラス帝の時彼は再び捕縛せられ、サツズタルの寺に幽せられ、終に一百歳の壽を以て千八百三十二年に逝けり。

然れども此派の信徒は彼を以て死せりと爲さず、他日西比利亞の野より天兵を率ひて返り來べしと思へり。彼得三世が露西亞の諸宗派の間に人望を占め、神として認めらるゝは誠に奇なるが、去勢派の中には又ナポレオン一世を救世者と爲せるもあり。苦行派及去勢派の二者に近く縁を引ける或宗派の如きは、ナポレオンを唯一の救世主とし、其肖像を禮拜すると去勢派の彼得三世の像に於けるが如し。

彼得並にセリツァノフの像を有するは去勢派の特徴なり。註。彼得三世は諸宗派の興へ、且寺の土地を奪ひて從來之を耕作せし農民に與ちたるもあり、是れ同帝が信徒の間に人望ある所以なり。去勢派の信徒は人に悟られざらんとを努むるも、容貌顔色及音聲等に因りて、一見

直に之を發見すると容易なり。唯だ巡查のみは一向に之に氣付かざるが如きは奇なりと謂ふべし。

彼等の得意とする職業は兩替なり。蓋是れ金銀の貨幣を取扱ふを喜ぶに因るものならん。されば他國にて猶太人が殆んど獨占せる營業を、此國にては彼等の手に握れり。元來彼等は去勢にして誘惑の爲めに身を誤るの恐少なきに因り、貨殖の道に於ては最も成功の便あるなり。或露西亞人嘗て予に語て曰く「予若し銀行家ならんには、出納掛には必ず去勢派の信者を雇ふべし、女部屋にも金庫にも之ほど安全なる番人はなし」と。是れ亦彼等が自信する所なるが如し。且彼等は家族の係累なきに因り、金を儲くるにも之を貯蓄するにも共に好都合なる上に、彼等の性質は素と貨殖の道に長せると夫の大露西亞人及別派の人に異なるなし、是れ要するに其の通有性なり。斯くて去勢派の中には富豪頗る多く、其産は通常養子に相續せしめり。嘗て千八百七十四年獄中にて死したる此派の一信徒の遺産に關し、或婦人は其中六十萬ルーブルを受くるの約ありとて大訴訟を起したるとあり。又アレキサンドル二世の時或信徒は養育院を設くる爲めに五百萬ルーブルを寄

附したるとあり。此の如き大資産家に富むは正に此派が勢力を有して能く倒れざる所以なり。

政府は頻に取締を嚴にして之を杜絶せしめんとするも容易に其目的を達せず。畢竟其教義は他の諸宗派と同じく深く露西亞國民の性情に基く所あるに因るなり。ニコラス帝の時には彼等を兵隊と爲して之をコーカサス地方に送りたるもあり。例へばマランの如きは全く此の奇異なる軍隊に因て守られたり。今日に於ては之を東部西北利亞に送れり。アレキサンダル二世の時に裁判せられたるプロテイチン(千八百六十九年)及カトリン兄弟(千八百七十一年)の如き然り。プロテイチンの時には男女の連累者四十人、カトリンの時には同三十人程なりしが、プロテイチンはダムボフ州去勢派の長なりしなり。又彼は大商人にして表面は熱心なる正教信徒の如くに粧ひ、禮拜堂を建て病院に寄附する等の慈善事業をも爲し居たり。然るにモルチャンスク町の中央なる其の屋敷には、鐵門を有する廣き地窖を發見せり。是れ即ち秘密集會を催すの室なりしなり。又新聞の傳ふる所に依れば、之に接せる別室中に巨額の金銀貯へられたりと云ふ。然し愈々取調べ

たる節は空庫なりし由なるが、世人は巡査が私したるなりと風聞せり。

偕て此プロテイチンは同類二十名と共に西北利亞の極東太平洋の海岸に送られたるが、彼は餘暇を以て造船所の事業を企てたり。當局の官吏も殊勝の事として之を獎勵せしに、頓て第一回の涼船試乗の時、其儘桑港に向て去れり、實に千八百七十九年の出來事なり。同年ヘルム州エカテリンボルクの裁判所は男女四十二人の去勢派信徒を西北利亞に送れり。又千八百七十六年には一舉に百三十人の信徒がクリミア、ミムフエロポルの裁判所に引出れたるとあり。斯く取締の嚴なるに因り、或は國外に移住する者あり、特にルーメニヤに多し。然し兎に角に其信徒は減ずるに至らず、却て或人の説に依れば、増加の勢ありと云ふ。されど其總數は二三千を出でざるべしとなり。

法律が此派の信徒を取締る方法は頗る嚴重にして、先づ何人も皆其旅行券面には去勢派の信徒たるを記入せざるべからず。次に之を雇ひ若くは住居せしむる者は其旨を届出でざるべからず。即ち警察は此の如くにして斷へず之を監視せるなり。然れども彼等是一種の秘密結社の如き組織を爲し、全國の信徒竊に氣脈

を通じて相助け合へり。遮莫教狂的残忍の事あるにもせよ、今日其の有様を見るに日常の行爲は頗る温和誠實にして、天下の一頁民たるを失はず。註。子供の既て聖餐に用ふべき云ふ人あり。加之彼等の中には残酷なる去勢の手術を實際に行はずとも精神上去勢を守れば可なりとて、之に關する聖書の格言を比喩的に解せんとする者もなきに非ざるなり。

第九章

合理的及新教的宗派。「モロカン派」及「ダコホルツイ派」。其起原及神學。神及靈魂に關する一種の説。其の現社會及俗權に對する觀念。社會主義的傾向。共產黨。ホボフの共產的社團。是れ偶然特發の事に非ず。「スツンド派」。新教的精神が南部の獨逸移民より農民に傳はりたる次第。其教義及進歩。「サバス派」。

前章に記したる「苦行派」と「去勢派」とは耶蘇教の墮落したる者とも稱すべきものなるが、茲に又迷信を去て理論を重んずるの新教的宗派あり、「ダコホルツイ派」(Duklo borsley 即ち Wreathers of the Spirit) と「モロカン派」(Molokans 即ち Milk Drinkers) とは是なり。(飲乳家とは教會にて禁じたる日に牛乳製の食物を用ふるより來りたるならんか)。此の二派は禮拜に關する古來の儀式作法を輕んずるを以て特色とせり。蓋一方に於て教會又は舊信家の輩が非常に儀式を重んじたるの反動なるべし。彼等曰く十字架の形を爲すに二指を用ふべし否三指を用ふべしとて争ふは愚の至りなり、吾等は一切斯かる虚式を爲さずして唯だ神を知らんとを努むるものなりと。又彼等は僧侶を認めず、曰く、基督の外には教長なく教師なし、吾等は皆僧なりと。即ち此一事無僧派に似て、而も其の趣意の同じからざるを見るべし。彼等は集會の坐長なる者を有するも、敢て僧侶的性質を有するに非ず、何等の權力を有するに非ず、又法務用の服とてもなきなり。

夫れ神は精靈なり、吾人亦之を禮拜するに唯だ精靈を以てすべしとは、正に彼等の根本的主義なり。「モロカン派」は之に露西亞農民の特性たる論理的推論を應用し

て曰く「神若し精靈ならば之に接するには唯だ精靈に依るの外なし、されば神像は偶像と異ならざるものなり」と。嘗て官許教會の或宣教師が基督の像を彼等に與へたるに、彼等は答へて曰く「是れ救世主に非ず、塗りたる板なり、吾等の信ずる基督は金銀又は銅の基督に非ずして、活ける神、救世主なる基督なり」と。又「汝は神の宮なりなりとのポールの句を文字通りに解釋し、教會は梁及板より成るに非ずして肋骨にて作らる」と云へり。肋骨とは人の胸を意味するなり。されば彼等は教會なく禮拜堂なく、唯自宅に集會して祈禱を唱へ聖書を讀み、又讚美歌を歌ふのみ。其法務なるもの別に何事もなく、聖餐式の如きも之を廢し、若くは唯だ比喩的の意味を以て行ふに過ぎ。又結婚にも聖式なく、唯だ兩親の祈禱にて足れりとせり。此の二派の起原に就ては色々の説あるも、要するにルーテル及カルヴィンの新主義の間接の結果なるは疑なきが如し。即ち此合理的宗派の始めて現はれたるは西南部の國境にして、近く歐洲の空氣に觸れ易き所なりしなり。或人は其の源を以て十六世紀の頃より發せりと云へるも、然し其の新教的傾向を代表するに至りたるは確に十八世紀以來の事に屬せり。而して同世紀の末には既に内地に侵入

して、ヴォルガ及莫斯科地方にも達したり。斯かる新派が教會及政府の注意を喚起したるは尤にして、モロカン派の名は既に千七百六十五年の宗務院の報告に現はれたり。ポール帝は寧ろ政治上の意味よりして之を迫害し、西比利亞に逐ひたるともあり。尋でアレキサンドル一世の寛大なる政策を取るに及び、彼等は何處にか新地を求めて共住したき旨を願出でたるに、政府は千八百年頃遂にアソフ海の北モロツチナ河頭の地を指定して之に與へり。「ダコホルツィ」及「モロカン」の二派は直に之に移住し、各別に一種共和的の社團を爲て平和繁榮なる殖民地を開けり。千八百十七八年頃に英國の或クニエーカ、信教は態々此地を訪ひ、新ペンシルヴェニヤを發見せりとて驚嘆したるとあり。然し始めに彼等を率ひ居たる其首長の死するや、彼等は宛も無政府の状態に陥り、遂にニコラス一世が彼等に正教派に返るとを強ひ、之に従はざる者は凡てコーカサス地方に移すに及び、千八百四十一年殆ど八千人の信徒はトランスコーカシアに移住せり。爾來今日に至るまで、彼等は其地に繁榮なる殖民地を爲せり。又國境最端の地に移りて自由の社團を爲せる者も少なからず。要するに露西亞殖民

の先鋒となり開拓者となるの點は、此二派も亦他の諸宗派と異ならざるなり。「モロカン派」は新教派の如く聖書を土臺と爲せるも、「ダコボルツイ」は書物よりも人に重きを置き、人は活書にして紙と墨との死書に優ると云へり。又人々の胸裡に聞ふる神聖なる語は即ち永遠の基督にして、基督は常に各信徒の中に在りと説き大抵の信條は之を排斥若くは比喩的に解釋せり。「原始の罪」の如きも人は唯だ自己の罪に對してのみ責任を負ふべしとて之を否認せり。或は更に其議論を進め神は主觀的存在物にして、神と人とは一體なりと云ふものあり、曰く、神は精靈なり、神は吾等の中に在り、果して然らば吾等は神なりと。斯くて「ダコボルツイ派」は神と人とは無二一體にして、人を離れては神あるなく、唯だ正義ある者のみ能く神に生命を與ふるまでなりと云ひ、常に折ある毎に神は人なりと繰返へし、且三位一體は記憶道理及意志なりと説き其自然の順序として天國及地獄を否定し、凡て此世にて現實にせらるべきものとせり。故に彼等の説に従へば、人間の靈魂は死後決して他界に赴くに非ず、依然此世に止まりて他の人間の體と結ぶなり。其の教義此の如くなれば、彼等は全く耶蘇教の外に脱出せるなり。彼等に取ては基督は唯

だ有徳なる人に過ぎず。曰く、イエサスの神の子なるは吾等が自ら神の子と稱するが如しと。又教會なる者の觀念も此の神學主義と一致し、凡て宗派の如何を問はず、正道を踏める人の團體は是れ教會なりと言へり。

斯くも純理を重んずるの宗派は到底多數の信徒を得難きに因り、「ダコボルツイ派」の信徒は現に數千に達せざる程なり。モロカン派は斯くまでに純合理主義に流れざるに因り其信徒は十萬にも及べりと云へり。尤もモロカン派も聖書に對しては頗る自由なる解釋を加へ、文字は殺し精神は活かすの語を以て主義とせり。又彼等は遠く各地に散在して意見の一致を缺き、且聖書の記事を以て歴史上正確なりとは信ぜざるが如し。然し彼等は聖書の記事は凡て比喩的に解釋すべきものなるに因り、其の果して歴史上正確なりや否やは深く問ふの必要なしと云へり。さればモロカン派は明かに一種の「ユニテリアン派」にして、「ニウトン」及「ロツク」の耶蘇教を此の際味なる農民間に見んとは實に意外と謂べし。

「モロカン」及「ダコボルツイ」の二派は靈界の權威と等しく俗界の權威をも峻拒するものなりとて非難せられ、且政府は唯だ悪人の爲めに存すとの説を行はしむるに

就て責任ありと稱せらる。是れ必しも根據なき事に非ずして、元來是等の宗派の社會觀は一種の共和的の神政に傾けり。「モロカンの徒は思へらく、教會と社會とは一にして分るべき者に非ず、此世の社會は實に教會にして、從て慈善平等及自由の福音的主義の上に組織せらるべきものなり」と。正に是れ佛蘭西革命の提言と酷似するものにして、唯だ慈善を第一の理想とし且神を起點とするの點のみ異なるに過ぎず。「神は精靈なり、而して神の精靈の在る所に自由は存す」とのポールの言は正に彼等の言はんと欲する所なり。斯くて眞正の耶蘇教徒は凡て自由にして俗界の干渉束縛を受くべき者に非ず、人爲の義務法則の如きは唯だ此世の蠢々たる徒輩の爲めに存するものにして、眞信者は神の法則の外一切人爲の規定に従ふを要せずと唱へり。是に於て神學上の過激なる説は轉じて政治上の激論と爲り、或は納税を拒む者あり、或は兵役の義務に應ぜざる者あり、實に是れ誓を爲し又は劍を抜くを禁ずるの教を字義通りに守らんとするなり。

然れども此主義を實行せんとしたる者はニコラス一世の爲めに嚴重に罰せられ、或は流罪に處せられ、或は狂人として瘋癲院に幽せられしが「モロカン派」の中には寧ろ俗法に従ふを得策なりとして、過激の説を唱へざるものあり。然し理論上に於ては飽迄も此世の法律及權威を否認せり。又彼等は政府の權力と共に身分の階級の區別をも一樣に排斥せり。今日彼等が專制治下に平穩に生活せるは畢竟事情の已むを得ざる、且は彼等眞耶蘇教徒の勢力増加して、浮世の兒輩の束縛を脱し得るの日あるべしとの空望を懐けるに因るとならん。

「モロカン派」の徒は合理的とは云ひながら、露西亞多數の宗派の例を漏れず、矢張社會改造の夢想を有し、地上に天國を見るの時あるべしと信ぜり。而して中には其の自然に起り來るを待たずして、直に其の夢想を實行せんとしたる者あり。即ち彼等は財産の共有を唱へ、自ら「オアシス、チェ」と稱せり、是れ正に共產黨と譯すべき名なり。此派の長はポポフと稱し、先づ自己の財産を貧民に頒ちて其運動を始めたるに、久しからずしてサマラ州の全村は彼の主義を採用するととなれり。政府は之を制する爲めにポポフを其主なる弟子と共にコーカサスの外に追放したり。然るに彼は再び其地に於て新共和國を起したれば、今回は之を極東西比利亞の荒野に逐へり。聞く所に依れば彼は千八百六十七年にはエニセイ近傍に居たりと

云ふ。

ボボフの共產主義は直接に聖書より来る者にして、先づ古代の耶蘇教徒の如く、財産は土地、家屋、貨幣、家畜、農具の類に至る迄凡て共有とし、少しも私有を許さず。又使徒の數は十二人とし、之をも古代のと同じからしめたり。偕て村は各々一社團を爲す等なるも、便宜の爲め更に之を數小區に分ち、且家畜及農具を之に割賦せり。而して各區に男女の世話人を置き、家事、料理、裁縫等の事を掌らしむ。中央行政の委員は社團之を選出す。此制の運用を完全ならしむるには、團員の從順なると最も必要なるに因り、ボボフは服從は第一の義務にして不從順は最大の罪なりと教へり。是れ蓋共產制に於ては已むを得ざる所なり。然るにボボフの徒弟は久しからずして斯かる束縛を厭ひ、當初の熱心亦冷却し、遂に共有の財産を各家族間に分配して解散せり。而して始めの面影を存したるは唯だ共有倉庫の制のみにして、之には解散後も各家より收穫の十分一を納め、以て貧者を救ふの資となせり。今日に於ては此の共產家其實を失へるは唯だトランスコーカシア即ちニコラエフカ村に存するのみなり。

然れどもボボフの説は露西亞村民間には決して珍しからず。森林地及廣野地方に於て共產的福音を説きたる者は敢て一二に止らず。例へばアレキサンドル二世の末にグリゴリーフなる男は、土地家畜並に婦人をも共有にすべしとの主義をモロカン派の信徒に説きたることあり。又跳踊派の豫言者ユーワーは「予の」汝のなる語は神の盟ふ所なりと説きたることあり。苦行派中の或派は現に千八百六十七年頃共產主義を其村に實行せんとしたることあり。要するに共產的傾向は宗派の異同を問はず殆ど皆之を有し、其の別派の遷世的殖民(Colonization)は實に労働を共にして其利益を等分するの共產的團體を爲せしものなり。而して其の兎に角に實行され易きは元來宗教上の主義より出で、慈善を根本思想と爲せるに因るなり。此點に於ては西歐社會改良家の夢想せる共產組織到底實行し得可からざるものなるとは大に異なる所あるを見るべきなり。然らば此の共產的の種子より社會改造の美果生ずること、或露西亞人の唱ふるが如くなるべしやと云ふに、吾人は之に同意すると能はざるなり。其の理由は敢て彼等の無學若くは少數なるとが其の妨害たるべしと云ふに非ず。要するに斯か

る制度は唯だ宗教上の方を借りて始めて行はるゝ者にして、一度其の保護を失ふ時は直に破壊に歸せざるを得ざればなり。故に愈々其の効果を擧げんと欲せば先づ露西亞を化して神政的共和國若くは僧庵的聯邦と爲さざるを得ざるべきなり。

遮莫露西亞人の共産的傾向を以て單に教義の結果と思ふは大なる誤なり。此傾向は實に其源を人民の性情に有する者にして、云はゞ其空氣中に自ら存せるなり（第一卷第七編参照）。又夫の同胞相助くるの氣風も同様にして、其種子は之を國民の性情及村團の制度に於て認むるを得べし。唯だ夫れ斯かる氣風は宗教の沃野に於て最も爛熳の花を開くものなるに、別派の徒は正に是れ露人中最も宗教心に富めるものなり。即ち其の彼等の間に最も盛に發揮せられたるの偶然に非ざるを知るべきなり。

小露西亞に起れる「スツンド派」(Sundism)と稱する派は、合理主義宗派の中、最も單純にして且新奇なる者なり。此派は獨り他と異りて大露西亞人中に根據を有せず、且西歐新教派に直系を引けるの點は特に注意するの價あり。其の現はれたるは

千八百六十七年或は同七十年なるが間もなく南部露西亞全軀に蔓延せり。

「スツンド派」は始めオデッサの近傍即ち新露西亞に於て起れり。其地方には古來獨逸の殖民多く來住せしが、彼等は皆新教を奉じ時々集りて信者の會を催ふせり。是れ所謂「スツンド」(時間の意)にして、之に因み「スツンド派」の名あり。併て小露西亞の農民を誘ふて改宗せしむるとは法律の禁ずる所なれども、彼等は唯だ其の道徳を改良せしむるの目的を以て、之を其の集會即ち「スツンド」に招き、講話を聽聞せしめたり。然るに農民は之を聽聞する間に次第に新教の主義に移り、遂に正教會を離れて別に派を立つるに至れり。露西亞「スツンド派」の開山はミカエル、ラタツシユニと稱する農夫なりと云ふ。

此派は先づ禮拜聖式等に關する改正より着手せしが、其の特色は形式を排斥するに在り。即ち彼等は聖式は殆ど悉く之を廢し、中には洗禮をすら行はざる者あり。又祭日を守らず、僧侶を有せず、其の相集りて法務を行ふや、唯だ讚美歌を誦し聖書を讀むに過ぎず。斯く儀式外形を顧みざるの主義なるに因り、神像イコンの如きも之家より除き去れり、是れ正に此派に歸依したる第一の徵證なり。

此派の信徒は誠實勤勉及節制を以て名あり。従て昔繁榮なる生活を營めり。是れ其の説教よりも人を引き入るゝに於て力あるものなり。又彼等は學問を重んぜり。蓋其宗教は全く聖書を基礎とせるに因り、自ら教育を受けて文字を解するの力を養ふの必要あるなり。而して學問の自由討究と共に自由獨立の觀念は村家に侵入し、次第に古來の家長的習慣を脱せんとするの傾向あり。又此派の徒は同地方の「モロカン派」と同じく共產的傾向を有せり。蓋新露西亞には夫の大露西亞村團の土地定期分配の法廣く行はれざるに因り、土地等分と云ふが如き事は全く新奇に屬するものなれども、既に平等主義の社會を成せる此派の中には、此等分法を唱ふる者ありと云ふ。

政府は此派の蔓延を防がんと盡力せるも、一向其の甲斐なく、其の新教的感化は廣く從來の「別派」即ち「舊信家」の間に波及し、別派にして合理主義に傾く者次第に増加するの勢あるは、先きに述べたる所なり。思ふに合理主義は益々農民の思想に浸潤して、遂に其面目を一變するの時あるべきなり。然れども合理主義が露國農民に及ぼす影響は其の西歐の農民及労働者に於けるが如くならずして、其間大に危

安得失を異にするありと云ふ其次第は、抑も露西亞人は他迄も宗教的人民にして縱令合理主義を取るも其主義は決して陋劣なる物質主義又は狂妄なる懷疑主義に流るゝ氣遣なし。彼等は所謂合理的と稱しながらも、猶靈感に重きを置き、基督の道を尊重し、此道に依て真理と光とを得んと欲するなり。彼等は教會に對して反旗を擧げながらも、猶依然として宗教的にして、縱令希望を天より地に引き下ぐるとするも、猶宗教に依て地上に新「エデン」を開かんとするなり。されば露西亞に起る宗教上の進化は、之を西歐現時の「不信仰」に比するよりも寧ろ十六世紀の宗教改革に比する方、遂に適當なり。舊信條は亂雑に破壊し去らるゝも、神及靈魂の念は依然として波上に安らかなるべきなり。

日曜日の代りに土曜日を聖日とするの一派あり、之を「サパス派」と云ふ(祭日の Sabbath より來れるなり)。是れ猶太教徒と同一儀式を守るものにして、聖日以外の事にも類似の點多し。例へば「斷皮式」の如し。此派は今は下層社會の人民間に跡を潜めて勢力を失へりと雖、其起原は頗る遠くして、既にアイヴァン三世の時に追放の處分を受けたる者あり。今日其信徒は主もに夫の波蘭の猶太人が居住せる南

部諸州に於て發見せられ、其數も少なきが如きも、猶今世紀を通じて絶へず迫害を蒙らざるとなく、大抵はコーカサス地方に送られり。而して其起原は如何なりとするも、兎に角に此派は一種の「ユニテリアン」と見て可なるが如し。

第十章

近頃の諸宗派。宗派は絶へず生ず。人民の迷信及輕信。男女の豫言者。新異端の例。當代宗派家中の模範。スタエフ。其神學及政治上の意見。上流交際社會間に於ける派。其下流社會に傳播するに及び鎮壓さる。レオトルストイ伯。其の村落豫言者と似たる所。其思想は農民と同調同色。彼れの耶蘇教研究。惡に抵抗せざるは耶蘇教の根本主義。彼に於けるスタエフの感化。社會改良家としてのトルストイ。彼れの主義は耶蘇教的佛教と云はんよりも福音的 義り

宗派は宗派を生ず、其狀恰も廣野の草の自ら種を蒔きて遂に絶ふるとなきが如し。露西亞の宗派は既に多きも、猶ほ新に起る者殆ど年として之なきはなし。彼得大帝後十度代を更へ、僕農解放後卅年の今日に於て、猶ほ宗派的精神の衰へざるを見ては、聊か意外の感なき能はざるなり。蓋彼得並にアレキサンドルの改革は未だ十分に人心を一變するに至らずして、多數の農民は依然として舊夢に耽り、不可思議を信じ、冥界を思ふの念は、深く其心に蟠れるなり。而して多數人民の單純にして且迷信深きとは、大膽なる山師をして詐偽を逞ふせしむるの便あるに因り、近時の新宗派に於ても詐偽と教狂との混交せるは敢て往時に譲らず。即ち今日に於てもバガチエフ及サリヴァノフ一流の偽豫言者偽皇帝は能く民間に跋扈せり。一千八百七十四年現に予が漫遊の際目撃したる奇談を記せんに、當時プスコフ州の或地方に一種の訛傳あり、曰く、政府は黒人と結婚せしむる爲めに五千の少女を亞刺比亞に送り、同時に同數の黒人の女子を連れ歸る等なりと。此訛傳は端なくも大恐慌を惹起し、兩親は取急きて娘の縁組を謀り、斯くて結婚式は戸々盛に行はれたり。然るに此浮説を傳へたるはヤコヴェフと稱する料理屋の主人にして全く結婚數

を多くして自家の懐を肥さんとの目的なりしと明かど爲れり。斯かる取るに足らざる浮説をも輕信する程の人民なれば、若し更に信仰の假面を被り、宗教の御光を帯び、以て鬼神的聲色を用ゐんには、彼等を欺て其歸依を得ると決して難からざるなり。されば同じブスコフ州ブスコフ市の近傍に於て一千八百七十二年に發見せられたる或派の創立者セラフィンなる男は、身を變じて捕縛を逃るゝの魔術に通ずなど稱して愚民を惑はし、或は婦人の髪を斷て之を納めしめ、竊に之を賣拂つて利益を貪りたるとあり。露西亞の法律中に僞豫言者及僞魔術師に關する條文の存するは、決して偶然に非ざるを知るべきなり。

山師の外に豫言者あり。魔を信じ、靈を信ずる人民間に於て、奇幻靈感の尊ばるゝは固よりなり。蓋豫言は詐僞師と眞實の神秘家との區別なく、盛に行ふ所にして、且豫言とは必ずしも未來の事に限るには非ず。現在又過去に就ての判斷をも其中に含めると、聖書中の同語と異ならざるなり。

露西亞には女豫言者多くして、諸宗派中婦人が著しき地位を有せるは注意すべき點なり。蓋露西亞の農民は女子を以て男子より劣等なりと爲せるも、宗教の一事

に至れば却て女子を以て優れりとし、一家の内に於ても信仰の事を決するは常に妻なり。然し婦人は元來宗教心に富み、布教の事業に熱心なると他國にも其例多き所にして、必ずしも露西亞に限りたる事には非ざるなり。

露西亞の異宗派は宛も岸頭の沙と一般、波のまに／＼或は現はれ或は没し、殆ど定る所なし。是れ一は其一時の希望の發表に過ぎざるとあるに因るなり。即ち重要の事件ある毎に、之より生ずる一種の希望は現はれて宗教的信仰と爲るなり。例へば夫の僕農解放に失望して他日土地の再分配行はるゝならんと思ふや、豫言者は直に現はれ、土地は神の有なり、而して神は其赤子が何等の税を納むるともなく、自由に其利を享けんとを欲し給ふと唱へ出せり。又農民が迷信よりして納税を拒むの例は北部にも南部にも珍しからず。嘗てドン河畔の地方に於て或る官吏は此種の農夫に向ひ、何故に税を納めざるやと問ひたるに、世界の終來りたればなりと答へ、且其事は天より此世に傳へられたるなりと云へり。又數年前ウラル地方に於ては、黄金色の書を携へたる人現はれたりとの故を以て、納税を拒みたるものありたり。

最近二三十年間に起りたる宗派は大抵何れも急激なる説を唱ふるものにして殆ど皆僧侶と教會の儀式とを排斥せざるとなし。而して其の神秘的及合理的の二傾向に分るゝは曾て説きたるが如し。

最近の宗派家中最も著名なるは疑もなくスタエフなるべし。彼の名は能く世界に行渡れる所にして、且實際レオトルストイの師にして且鼓吹者なりとの事情を除くも十分其の價あり。彼はトヴェル州の農夫にして、個人の自力に依て福音の眞理を求めんとする地方農民の好模範なり。彼は文字を解せざる時に結婚し頗る晩學なりしが、而も彼得堡にて石工として働ける中に獨學して聖書を研究し、遂に一千八百八十年に至り、トヴェルの新聞紙はスタエフ派なる一新宗派の起りたることを報導せり。スタエフ派は先きに述べたる、スツンデン派の如く聖式を排斥せるも、外來の新教派殖民には關係少しもなし。彼等は全く純露西亞的産物なり。スタエフは始め信心なる正教信徒なりしも、五十歳の時分離して別派を起せり。其破裂の第一原因は孫の埋葬式の謝金に關する爭論なりしなり。此爭論後教會に赴かざる理由を問はれたる時彼は曰く、「行くも利益なく、且何事にも金を要すればなり、且予は自己の中に教會を有す」と。是れ正に彼れが教義の根本なり。斯くて彼は次第に信徒を作るの趣あるに因り、警部は取調の爲めに出張したるに、彼等は十ルーブルの小切手を與へて之を追ひ返へせり。尋て宗派を起さんとせりて審問せられたる時、スタエフは答へて曰く、「吾等は宗派を造るに非ず、吾等は唯だ眞正の耶蘇教徒たらんと欲するのみ」。「然らば眞正の耶蘇教とは何ぞや」曰く「慈善是れのみ」と。此語は彼れが宗教を説破して餘蘊なきものなり。實に彼の意見に於ては萬法は凡て慈善の一語に歸するなり。

スタエフは神秘的慾望と等しく禁慾的嚴法を重んぜず。彼は理想家なりと雖も其教は全く實際的なり。此點は正に露西亞人の本色を示せるものなり。されば彼は漫に狂妄なる夢想を逞ふするとなく、唯だ慈善に依て人生を改造せんと欲し且聖書に因て此世に平和と正義を回復するの道を求めんとするなり。研究の爲めに態々彼をシエツェリの村に訪問したるブルガツイン氏の「眞理とは何ぞや」との問に對し、彼の答に曰く「眞理とは共同的生活に於ける慈善之れなり」と。此語又露人の本色を示せるものなり。實に同胞の利益を圖り社會の教を求むるは彼の

本旨にして、苟も人をして改善せしむるの効能あるに非ざる以上は、何者も有用ならず又神聖ならず、宗教も畢竟正義の實行に外ならざるあり。彼にして若し儀式聖餐等を無用として斥くとせば、是れ彼が之を認めて人を改善せしむるの効なしと爲せばなり。斯く實際の効能如何より打算して虚禮虚式を排斥し、孫の生るゝや敢て洗禮の式を受けしめず、又其の死するや之を庭内に埋めんとしたるも、偶々禁ぜられたるに因り、竊に床下に葬れり。又其女の結婚するや、自ら其式を行ふて敢て教會に赴かしめず。彼れの主義とする所以て知るべきなり。

偕て此石工の理想は慈善を根本として此人生を改良し、此地上に天國を建てんと欲するに在るが故に、未來の世界に關しては其思想頗る漠然たり。彼れ天を指して曰く、『夫の蒼空に何者の在るや予は知らず、予は未來の世界に行きたるとなし、思ふに或は唯だ暗黒のみなるやも測り難し』と。實に、『神の王國は之を此地上に起さざる可らず』とは彼の恒言とする所なり。

然らば神の王國を現實するには如何にすべきや。此問題は農民には極めて簡單なり。即ち個人の私有財産を廢すれば可なり。嫉妬、盜賊、争鬭等總て此世の罪惡

は其源を之より發するが故に、之を一掃し去れば天下泰平なり。又スターナフは商賣及貨幣をも人を不道德ならしむるの具なりとして之を非難すると財産に異ならず。始め彼は一千五百ルーブルの貯金を有せしに、之を貧民に分與したり。又貸金の證書は之を焼き棄てたり。而して財産と金とを拂ひ去れば、裁判所も無用なり、收稅官其他一切の役人も無用なり。且人皆兄弟となりて戦争絶ふれば、軍備も無用なり。即ち天國を現實にするの容易なるを見るべし。斯くて收稅の事に關し村團長は彼を問ふて責問するや、彼は聖書の句を引いて之を辯じ、村長は餘義なく其の牛一頭を沒收し歸れり。尋て裁判所に呼び出さるゝや、彼は人爲の法律に應ずるに神の教を以てし、少しも屈せず。兵役の義務に就ても同じく然り。末子アイヴァンも亦同様にして、誓を爲せよと命ぜらるれば、是れ神の禁ずる所なりとて應ぜず、兵役に服せよと告げらるれば、『殺す勿れ』との明文ありとて従はず、遂に之を牢に投ずれば、食を絶て一水も口にせず。斯くては餓死すべしとて三日の後之をシエラッセルホルグの懲戒院に送れり。然るに其護衛兵中の一名は彼れの談話に感動して其の信徒と爲れり。此等の顛末は豈古代使徒の行爲として價わ

るものに非ずや。夫れ人の心は時の古今を問はず皆同じ「ジーザ」の民も「ジー」の民も共に之に感動して歸依の心を生ずるは固より怪むに足らざるなり。スタエフの宗教上並に政治上の意見は殆ど一言一句の相違もなく之をレオ、トルストイ伯の著書中に於て發見するを得。實にトルストイの説く所はスタエフの實行する所なり。唯だ夫れスタエフの如き人の政治論の極めて錯雜し且幼稚なるは固より已むを得ざるなり。即ち政權を有する者には唯だ善と惡との二種あるのみにして、一切の官吏輩は惡にして「ザ」(皇帝)は唯だ獨り善なりとは彼れの思想なり。故に「唯だザ」にして若し知り給はんには「とは彼れの絶叫する所にして嘗ては自ら彼得堡に赴き、直接に皇帝に上奏警告せんとしたるとあり。然れども勿論許されざりしなり。スタエフは公然たる正式の信徒は僅に數百を有するのみなるも、之に同情を寄するの農民は數千を以て數ふべし。

宗教上の革新を望む者は常に單純無智の農民輩のみに非ずして、上流社會にも又精神的食糧に飢ふる者少なからざるに因り、茲に貴族的交際社會に於ての新布教家現はれたり。即ち英國の貴族ラッドストック卿にして其の彼得堡の交際社會

に使徒的運動を始めたるは一千八百七十九年頃なり。而してバッシュコフと稱する大地主にして流行紳士なる男は其の熱心なる助力者と爲り、彼と共に此事業に従ひ、一時盛に上流社會を風靡したり。勿論彼等は新宗派を起したるにあらず、唯だ眠るが如き僧侶を以て甘んぜざる人心の渴を癒さんため、之れに代りて説教を始めたるなり。而して彼等は汝は「基督を有するや」と問ひ「基督を求めよ」と告ぐるを以て其の常とし、其の主義とする所は固より新教的なるに因り、農民間の「スツン」派に對して之を「交際社會のスツン」派と稱するも可なるべし。或は布教者の名に因みて之を「ラッドストック派」又は「バッシュコフ派」と云ふ。

此派の運動は交際社會の婦人の助力に因り、直に莫斯科及其他の市にも廣まりしが、バッシュコフ氏は唯だ説教に依て農民及勞働者に布教するを以て甘んぜずして、更に筆を利用せり。然るに其の上流の交際社會に限られたる間は、政府は敢て之に頓着せざりしが、一步客間の鬪を越へて細民の小屋に入るを見るや、最早打棄て置くべきに非ずとて之に干渉を試みたり。即ちバッシュコフ氏は彼得堡より退去を命ぜられ、尋て外國に赴くべしと諭されたり。同志の士なるコルフ伯も退

去を命ぜられ、且彼等の設置に成れる協會は一千八百八十四年に解散され、其の機關紙「福音日曜新報」は停止せられたり。斯くて「バツシユコフ派」は既に廢滅に歸せんとせるも、猶少なくも地方に於ては其種子未だ全く絶へずして、時々「バツシユコフ」の異端を説くのを以て罰せらるゝものあり。

社會の上流及下流を通じて行渡れる此の精神的食糧に對する渴を滿すに、豈に外國人へのみ依頼するが如きとある可けんや。即ちトルストイ若くはドストエフスキの如き作者は實に此必要に應ぜんとしたるものなり。而して此の二人は共に愛の福音を傳へんとするは一なるも、ドストエフスキの主義は一種の默示的人道的神秘主義にして其熱思確信は敬服の外なきも稍、茫漠として堅實なる主義とはなり難し。然るにトルストイは大膽露骨に新耶蘇教を説き、正にスタエフとバツシユコフの間に地位を占めり。是れ今茲に彼を研究するの必要ある所以なり。

トルストイは全く自然的露國的產物なり。彼と郷國とを切り離せば彼は到底説語なり。彼れ素と貴族の出なりと雖も、其血統は「別派」の聖人豫言者に屬せり。其

宗教は「別派」の豫言者を生じたと同一の野に咲きたる花なり。其の説く所は之を村落の使徒の片言交りの文言中に發見するを得べく、實に彼は民間諸宗派の不整頓なる教義を打て一丸と爲し、更に之を精製したるの觀あり。さればとて彼は敢て農民の反射なるに非ず。彼は明かに一個獨得の特色を有し、萬事既定の意見を斥けて自家獨創の説を立てんとせり。是れ吾人の飽迄も承認する所なりと雖も、猶ほ其思想は農民の思想と同調同色にして、其血は田舎の豫言者と異なるなく、云はば大學育ちのスタエフ若くは「モロカン」信徒と評して可なり。

實に彼は西歐の學問技藝に通ぜるも、其の露西亞的精神は少しも變ずるとなく、スタエフと同じく人類の禍害を救ふべき護符は當に之より發見せらるべしと信じ、又之を發見するには唯だ聖書を取て之を適當に讀むに在りと信ぜり。彼は又神學並に經濟上の事に於ては、孤燈の下に獨學獨修せり。勿論他人の説きたる所を知らざるには非ざるも、成るべく之を忘却し離脱し、以て自家の光明に依て新真理を發見せんと努めたるなり。故に其の新發見なるものも時としては陳套に屬するとなきに非ざるも、猶ほ彼は自己の發見を少しも疑はず、宛も無學未熟なる人の

自信の深きに似たる所あり。曰く、予の宗教と、然り彼は實に自力にて作り出せるに因り、確かに、彼れのたるに相違はなきなり。

然らば彼は如何にして彼れの宗教を作りしやと云ふに、民間幾多の改革者の爲せる所と其方法は少しも異ならず。即ち彼は聖書を開き、僅に昨日天より降りたるの新書に接するが如く、一行一句之を解剖し穿鑿し、以て新真理を其中より發見せんと努むるなり。而して其の舊書中より基督の眞教訓を得んと欲するに至りたるは殆ど五十歳の時にして、此點もスタエフに似れり。然れども其のスタエフと大に異なるは露西亞語即ち古スラヴ語の聖書を以て甘んぜずして、希臘語の原本に就て研究したるに在り。斯くて彼は有る限りの學力を振ひ、最良の字書を用ひ、片端より聖書の文字を叩き破り調べ盡し、其研究の結果が耶蘇教に如何なる影響を及すべきやは少しも顧みず、思へらく、教會が教ゆる如き耶蘇教は人類を改革するの力なしと。而して彼れには此一事以て教會攻撃の十分なる理由たり。蓋トルストイが聖書より得んと欲する所はスタエフと同じく人類社會の急激なる改革に外ならざるなり。

トルストイは始より宗教的なりしに非ず。「三十五歳迄は何事とも信ぜざるの純虚無黨員なりしなり」とは彼れの自白なり。實に彼は幾多の懷疑的冥想に沈み、死の問題の解釋に苦み、時としては自殺せんとしたるともあり。然るに其の多年の苦學以て悟ると能はざりし死生の意味を、案外にも其の乳母なる老農婦は知り居たり。即ち老女は信仰を有して疑なる者を知らざりしなり。是に於て彼れ豁然として悟る所あり、更に農民に就て研究し、愈々宗教の門に入れり。然れども其の宗教は正教ならざりしなり。此點や又其の農民の徒たるを示すものと謂ふべし。偕て彼が愈々發見したりと云ふは福音的倫理學なり。彼は基督の「山上の訓」を讀み、基督教の基礎は惡に抵抗せざるに在るとを發見し、此規則一個にて耶蘇教の全軀を盡せりとなせり。而して此主義の關鍵は「目に報ふるに目、齒に報ふるに齒と云ふとあり、然れども予は汝に告ぐ、汝に害を與へんとするものに抵抗すると勿れ」と云へる馬太傳中の句に在り。又「他の類を向けよ」とは之を積極的に説きたるものとせり。要するに斯く惡に抵抗せざるとが耶蘇教第一の主義なりとせば、自ら耶蘇教徒と稱へながら警察及牢獄を有するを得べきや、財産、裁判所、軍隊、國家制度

等の組織に心思を勞すると、略言すれば基督の教に背ける生活法を組織するとを得べきや。基督曰く「宣誓すること勿れ」と、是れ希臘の原語より釋解すれば、裁判所を有すると勿れと云ふの意味に外ならず。又曰く「殺すと勿れ」と、是れ軍隊を有すると勿れ戦争を爲すと勿れと云ふの意味に外ならず。トルストイは此筆法を以て一々説明を加へ、人は皆必ず之を守らざる可からずと主張せり。彼れの作「ゼ、エツトサン」中に曰く、「悪は裁判所牢獄若くは死の爲めに滅びずして、却て之を追捕するとの甚しき程悪人は増加せり」と。又「アイヴァン、ゼ、イムベシル」に於て、彼は自己を防衛せざるの國民は隣國を怖るゝと少しもなき旨を説けり。即ち侵入者の武装を解かしむるには、唯だ一切を放棄して其の爲す所に任かすに在り。露西亞にして手を束ねて靜肅ならんには、士耳其も獨逸も之を惱ますと無かるべきなり。福音書を斯く解する時は、是れ國家社會及文明を否定するなり。而もトルストイは少しも頓着せず。彼れが國家の事に頓着せざるは、惡魔の世と信ぜる、別派の徒と異なるとなし。彼は其主義の結果が如何なる極端に赴くも敢て驚かず、其の純露西亞人的なるを看よ。「予の宗教」の作者には教會も國家も文藝も科學も、凡て無

精神の偶像にして、却て破滅の源なり。されば今日の世界は忌むべき惡世界にして、即ち此解釋に於ては彼も亦「惡魔の世」を信ぜるなり。げに彼は他の改革者と同じく、此惡社會を破壊して地球の表面を一新するを希望せり。而して之を爲すには唯だ福音書の教ふる所を實行すれば可なり、人唯だ兄弟として生活せんには、天國は直に地上に現實さるべきなり。

以上はトルストイの意見なるが、知らず是れ露西亞には新奇のものなりや、其中には吾人が既に幾度も世に隠れたる田舎の改革者に於て遭遇したるの說を含まざるや。此等の思想は夫の「モロカン派」及「ダコホルツィ派」等がモロツチナ河畔に於て實行せんとしたるの夢想には非ざる乎。彼等も亦平等博愛を基礎として天國を此世に立てんとは企てざりし乎。彼等は已に長き以前宣誓を爲すを禁じ、且神の子たる者は裁判所及人爲の法律の必要なしと唱へざりし乎。彼等は既に戦争及兵士の職務を非難せざりし乎。然り、トルストイの意見中には彼等農民の既に唱へたる所頗る多し。唯だトルストイに慈悲の念の温なるものあるは其の新奇なる點に似たりと雖も、農民等も又既に愛は耶蘇教を蔽ふものなるを説けり。

而してスタエフとトルストイとの間には一言一句の相違もなきが、若し何れか他を學びたりとせばそれは必ず後者なるべきなり。

實にトルストイはスタエフに面會し、彼と共に人生を語りたり。無學なる田舎の老翁と學者風の貴族とが相會して談ずとは誠に奇なりと謂ふべし。而して其會談に依て最も利する所ありたるは明かにトルストイにして、彼も亦之を自認せり。蓋此の博學なる紳士が閉居研究して組み建てたるの意見は、老石工が既に多年實行せる所なりしなり。且スタエフの話よりも其活履歴はトルストイに取りて一箇の天啓たりしなり。彼はスタエフの子が鐵砲を負ひ又宣誓を爲すとを肯せずして牢獄に投ぜられたるを知れり。彼はスタエフが自宅に鍵をも塙をも用ひず小屋戸棚の類を開け放しとなし、若し盜難に遇ひたる時は其盜賊を許すを以て第一とするを知れり。即ち彼が其の爲めに大に發明したるは固よりにして、要するにスタエフは師なりトルストイは弟子なり。若し前者をソクラテスに比せば、後者は正にプラトとなるべきなり。

今一つのトルストイが農民的使徒と一致するの點は、其の合理的なるに在り。即ち

彼はモロカノ派又はスタエフの如く字義通りに、山上の訓を解すと雖も、又同じく信條には餘り重きを置かず。彼れの宗教は唯だ此地上の現世を目的とするものなり。未來の事はスタエフは全く之を放棄せしがトルストイは亦明かに來世を否拒せり。彼は耶蘇教徒となりたるも、依然として虛無黨たるなり。即ち彼は人間に不滅なるものは人種の事の外何もあるなしと云ひ、真正の耶蘇教は此外には解釋の仕方なしと論じ、且曰く、基督は常に己を棄てよと教へたるに、今個人の不滅を説き各人格の繼續を主張するは、正に之と矛盾するものなり、死後靈魂の不滅なるを信ずるは、肉體の復活を信ずると同じく、唯だ迷信にして福音書の内容に反するものなりと。

斯くてトルストイはスタエフ及其他の改革者と同じく現世の事を眼目とし、且其改革を擧ぐるに敢て科學にも富にも政治にも依頼せず、唯だ個人精神の内的改革を行ふて、僧侶も役人もなき無事泰平の樂土を作らんと欲するなり。而して人間の性質即ち原始の罪の問題は彼れの全く關せざる所にして、寧ろ人の天性の善なるを信じ、浮世の塵埃を除き去れば自ら光を放つべしと思へるが如し。

されば彼れの理想を一言に約すれば、天然の狀態に復するに在り、但天然の人より頑迷不良なる點を除き去りたる上なるは云ふ迄もなし。即ち彼れの理想に従へば、人生の榮譽、保安及美を爲せる者、略言すれば文明其者を棄却せざる可らず。此點はルソーの説と酷似する所なるが、然し彼に於ては此説は單に哲學的抽象論に非ずして、血あり肉あるの實物なり、即ち彼の「天然の人」は現に「ミユック」(農民)に於て活現せるなり。又彼は世間幾多の社會改良者と同じく、一方に貧民の在るは他に富民の在るに因るものにして、且富民に奢侈を行はしむるは貧民に必需品を缺かしむる所以なりと論ぜり。彼は又所得に依て生活する者は社會の寄生虫にして、己を生みたる木の葉を貪食するの蟲と同じと非難せるの點も、世の改良家と一致せり。元來金が利子を生ずると云ふとは、彼には非常なる不理窟なるなり。否管に金の利子所得を非難するのみならず、更に一步を進めて其の理想の共和國よりは金其者を驅除せり。思へらく、金は肉体的奴隸よりも不道なる精神的奴隸を生ずるものなりと。故に彼は若し自家に消費する丈の物を生産すると能はざるものある時は、他家と物品交換を爲さしめんとせり。

聖書に曰く「人は皆自ら手を用ひ額に汗して生活すべし」と。此點に於てもトルストイはルソーよりも一步を進め、労働は義務たるのみならず更に又道徳上の藥にして、救を得る道なりと説けり。是れ亦彼れが俗間諸宗派と一致せる點なり。例へば「モロカン派」の如きは労働を宗教上の義務と爲し、其の人間に缺く可からざるはパン及空氣の如しと主張せり。而して労働とは彼には耕作の意にして、其趣意は人は皆自ら地を耕して食ふ可しと云ふに在り。此思想も又純粹に露西亞的なり。斯くてトルストイは大に労働を重んじて枯燥無益の腦髓の勞役を非難し、人は皆夫の「生産せずして消費する」市の生活を止め、田舎に赴きて自ら耕作せんとを望めり。且人々自ら生産せざるは貧民問題の起る所以なるに因り、人皆都門を去て田舎に赴かば、此問題も直に消失する筈なり。スタエフ曰く「市街に住せる貧民を移して農家の中に散せば即ち事足るべし」と。トルストイは此主義を口に唱ふるのみならず、且之を實行せり。若し其財産を貧民に分與せざりしとせば、是れ一家の父としての用意と且は又物を施すの無益なるを信ずればなるべし。蓋し金を與ふるは人を助くるの道に非ざるなり。さて

トルストイは田舎に住居し、自ら野を耕し、枯草を作り、作物を刈り、且勤儉なる露西亞農民の爲すが如く、冬は冬の職業を執り、靴を製して之を賣れり。嘗て彼は友人の宅に於てトルストイ伯製造の靴と貼紙を附して之をガラス箱に收めたるを見たるにありと云ふ。彼は又暖爐の修繕を行ふを得。斯く色々の藝を有するも其の最も好む所は耕作なり。『戦争と平和』の大著を草したる其手は鋤を執て營々たり。而も所謂書製造家と輕侮嘲笑せるにも拘らず、彼は決して筆を棄てず、穀類を蒔くと共に思想を蒔き、土地を耕すと共に精神を開墾せり。吾人は實に此大改革に對して其主義に思なるを感ぜざるを得ざるなり。

トルストイの主義はシヨールペンハウエルに似たる所ありと云ひ、又佛教に近しと説くものあり。是れ半ば眞にして半ば偽なり。其歴世主義を以て起點と爲し、世の進歩なるものに一切頓着せざると云ひ、又我を棄て私慾を棄つるの哲學及神を有せざる慈善の宗旨と云ひ、又惡に抵抗せざるの主義と云ひ、確に佛教に似たる所なり。然れどもトルストイは我を投げ棄て、救を得んとして正に佛教の淵に沈まんとする其刹那、忽ち首を回らして實際の活世界の思想に復へり、決して枯木

冷灰的思想中に没し去るを欲せず。彼は惡に抵抗せざれど主張するも是れ決して厭從若くは坐禪的不動を意味するに非ず。彼は活動を説きて瞑想は教へざるなり。即ち労働を愛し運動を愛するが爲めに彼は佛教を脱出せり。熱鬧の市を去り浮世の快樂を棄てよと云ふも、是れ敢て巖窟の中に潜みて苦行祈禱を専らにせよと云ふに非ず。蓋斷食及祈禱は其の深く關せざる所なり。又福音書の教を文字通りに解釋するの癖あるにも拘らず、敢て獨身論を唱へず、彼は決して去勢派若くはシヨールペンハウエルの如く人類の繁殖に反對するものに非ずして、其の求る所は唯だ一人の女子を愛せよと云ふに過ぎず。以て其の異なる所あるを知るべきなり。

然れども此外に佛教とトルストイの主義との異なる所は、佛教は各個人が救を得るを以て第一の眼目と爲せるも、トルストイは大抵の露西亞人と同じく第一に人類全體即ち此の全社會の改造救済を主意とせり。是れ亦注意すべき點なり。

トルストイの主義は之を福音的虛無主義と云ふ方適當なるが如し。而して彼の虛無黨たるは常に神學及哲學上に於てのみに非ずして、政治並に社會改良上の主

義に於ても然り。實に彼は多くの點に夫の革命的虛無黨と一致し、其議論の激烈なるは往々にしてパクニン及クロボトキン等虛無黨の雄將を凌ぐとあり。例へば資本を非難するに痛酷を極め、若くは世界主義を唱へて飽迄も大膽なるが如き、到底同國人間に其比を見ざる所なり。又軍備、司法、法律に關してはクロボトキンと同一の意見を懷き、罪惡の跡を絶たしむる至安の道は一切の牢獄を毀ち法典を焼き棄つるにありと云ふに於て互に一致せり。トルストイの『予の宗教』とクロボトキンの『概世餘言』(Words of a Revolted Spirit 假りに斯く譯す)とを對參せよ。此二書は一千八百八十五年に現はれしが其結論は共に一なり。而して是れ不思議に非ず。トルストイはパクニン若くはクロボトキンと等しく虛無黨無政府黨にして、其議論の結果社會の混沌を致すも一向驚かざるものなり。曰く、政府なるものを全く除き去れ、然らば所謂不秩序なるもの、中より自然の秩序は生じ來るべしと。而して彼は之をヤスマナヤポリアナの小學校に於て試験したるが如く、更に國家に試験するを辭せざるなり。彼は實に天下の人を放任して夫の村圍の農民(ミユツツシ)の如くならしむる時は、滿土直に平和と正義の樂園たるべしと信ぜるなり。

然れども茲に又此の虛無黨と世の虛無黨との間に大なる相違あり。そは管に爆裂彈を用ふると否とのみに非ずして、元來トルストイは他の改革者が概ね淫樂して顧みざる耶蘇教其者に向て其の滿腹の希望を寄せり。即ち彼が依て以て人類を救はんとするの虎の巻は福音書にして、人若し一度利己心を脱し去らば、新社會を成し新經濟學を作ると極めて易しとせり。此點は正に彼の宗教的空想をして世の革命家の夢想の如くに架空的ならしめざる所以にして、實に此の憐むべき社會を化して天國と爲すには、唯だ山上の訓を實行すれば事足るなり。只夫れ彼れの希望に従ふ者の世に少きは已むを得ざる次第と謂ふ可し。

トルストイの説の中には随分荒唐奇怪なる所なきに非ずと雖も、要するに其説は健全なる心より發したるものなり。彼は天國を求むるに之を人間の外に於てせずして人間の内に於てせり。又社會を改造するには革命も法律も科學も無力にして、人の徳性其者を改善せざる以上は百の施設も凡て其の甲斐あるなしとせり。即ち物質上の進歩は道德上の進歩に基かざる可らずと云ふの點は、吾人の實に服

騰すべきの教なり。彼は非常に平民を愛し、其の忠實なる味方として汝々之が誘導開發を努め、或は農民の群に投じて之と語り之に教へ、或は平易通俗なる物語類の小冊子を著はして其思想の開拓を圖り、平民の心に投ずるが爲めには其合理主義の鋒鏘を掩ふに神秘的超自然的内容を以てするをも辭せず。而して其の説く所は信條的構造を有せずして新宗派新教會の骨組となるべきものを缺き、従て一個の新團體を起すに至らず、又彼れの説を實行する者も稀なりと雖も、而も貴族地主にして彼を學んで田舎に移り、農夫の生活を營まんとする者もなきに非ず。且彼れの主義は小供らしき物語類の形となりて民間に散布し、恰も種子の風に吹かれて野に飛び廣がるが如く、知らず／＼全般の社會に行渡り、古來平凡にして而も珍重なる真理、即ち科學も、物質的進歩も、金錢も、凡て幸福を生むの力なしとの教を人民に吹き込めり。彼れの事業も亦多とするに足ると謂ふべし。

第十一章

「別派」及諸宗派の法律上の地位。「別派」に對する政府の態度は屢々變ぜり。正教會が俗權の助力を求めたる事。又無形の武器をも求めたる事。「對論」。近年別派信徒に與へられたる權利。

其利益は大なるも彼等の自由は未だ十分ならず。第三編の結論。別派諸宗中より果して新耶蘇教起るべきや

「別派」諸宗に對する政府の態度は幾度も變化し、十七世紀より十九世紀の終に至る迄に凡そ三變ぜり。先づアレキシス帝及其子セオドールは教會に對する謀叛人として「別派」を迫害し、彼得大帝は政府の改革に對する妨害者として之を迫害し、キヤサリン二世以後は寛嚴時に依て異なり、又或は教會に復歸せしめんとし、或は國家と一和せしめんとし、其主意も常に同じからず。此最後最近の時期に於ては政府の方針定ることなく、「別派」は唯だ時の君主の心の向ふ儘に様々に取扱はれたり。露西亞正教會を辯護する人の中には、同教會は信仰の事に關し俗權に依頼して人心を強ひたるとなしと云ふ者あるも、是れ歴史の許さざる所にして、拷問、追放、火刑等總べて之を利用せざりしとなし。例へば一千六百六十六年の宗會は「別派」を罰

するに法律上の刑を以てせんとを求め、尋で一千六百八十二年大管長マヨーチムは或舊信家を火刑に處し、火焰は別派をして教會に近づかさざらしむと宣言せり。而して僧侶アツツアカムが其の自傳に於て『如何なる使徒が嘗て信仰を守るにナツト(鞭)火刑柱又は絞首臺を用ひよと教へたるとありや』と記するや、直に其報として焼き殺されたり。彼得大帝は斯かる酷法に代ふるに罰金の制を以てし、其後又取扱は徐々に寛大となりたるも、俗権が教會の保護者と爲れるは疑もなき事實なり。而して是れ元來驚くに足らざと云ふ其次第は、露西亞教會は純然たる國教にして教會と國家との關係の極めて密なるは嘗ても説きたるが如くなるに因り、巡査と僧侶と手を携へて、別派の取締を行ふは固より當然の事なり。然し其の取締たるや單に形に止まり、外面の繕を以て能事するとなせるは固よりなり。教會及國家は俗権を利用して、別派に當るも未だ十分に目的を達すると能はざるに因り、僧侶は漸く其の元に反へり、説教及布教事業に依て敵と戦はんとせり。彼等は今や別派の教義の研究して之を破るの法を講じ、或は其の信用を高むる爲め、宗務院は一千八百八十七年に僧侶が煙草を喫み又カルタを弄ぶを禁せり。或は

又會を設け或は文庫を起し、或は破邪顯正的辨論の練習を爲さしむる等色々注意せり。然し別派の徒は敢て正教派僧侶の説教に參聽するとを爲さざるに因り、遂には之を誘ふて討論會を開くに至れり。是れ彼等の所謂對論にして、ニコラス一世の時に於て既に莫斯科に流行したり。此對論は十九世の半ば頃に一時絶へたるも、最近十五年間は又再び復興し、彼得堡及莫斯科に於ては定期に之を開會せり。而して此討論會は僧侶等が得意の學識と辯舌とを振ふの花舞臺なるが、然し其議論たるや極めて陳腐なる問題にして、且其の辯する所は古典を引き舊書に據り、之を聽けば宛も三四世紀の後返へりしたるの感あり。例へば一千八百八十八年彼得堡の鹽取引所に於て惡魔アンタロギストは既に此世に現はれたりや否やとの事に就き討論の催ふされたとあり。兩派何れも茫漠たる議論にして、要するに空辯を弄するに過ぎず。正教派僧侶の折角の主意も骨折損の疲勞儲けに終らざんば幸なり。然れども二派の對戦に於ては別派の方遙に不利益の地位に在りと云ふ其次第は、元來彼等は繼子にして口を開くにも自由ならざる所あり、例へばザール(皇帝)は惡魔なりと云ひ、若くば惡魔は俗権者中に住めりと云ふが如き事は、之を無遠慮に主

張し難し。加之別派の議論の盛なるを見ては正教派方の議長は之に散會を命ずるとあり、或は又巡查の爲めに妨害を與へらるゝとあり。嘗ては「莫斯科の聲」と題する新聞紙が此種の討論の筆記を其儘掲載したるに、停止の厄に遭ひたるに、別派の辯士が敢て熱心に論戰を試むるを欲せざるも固より已むを得ざるなり。正教派の僧侶は別派との對戰に於て案外なる應援を得たり、今日の風潮即ち是れなり。蓋官衙と云ひ製造場と云ひ新聞と云ひ、鐵道と云ひ、總べて此の文明社會其者は舊習舊信とは相容れざるものにして、尙も此世に處して文明の利益を享けんと欲せば、先づ舊套を脱して新衣を着けざる可らず、此近世社會の生活と一致する方法を求めざる可らず。是れ實に「舊信」の衰微を來すべき屈強の原因にして、正教派に取りては何よりの味方なり。政府若し大膽に西歐の文化を輸入し、人民に自由を許さば、暗黒裡の怪見は自然に其跡を潜むべきなり。

古來政府の取締法が常に不定にして且矛盾したる一原因は、其の能く「別派」中の諸派を區別せず、有僧派も無僧派も苦行派もモロカン派も、保守も急激も、凡て之を混交して「別派信徒」(raskolniks)なる一名稱中に包括したるに在り。後此缺點を悟り

諸派の區別を企てたるは甚だ可なるも、猶ほ單に之を「有害なる者」と「稍有害なる者」との二種に分ち、且其有害とは正教派の信條に對してなるや、又は社會上の觀察よりなるや、其の區別明かならず、二者を混交して去勢派、苦行派及跳踊派等と並ぶるに罪もなき、モロカン派及サバス派等を以てせり。斯くては取締の宜しきを得る能はざるも固よりなり。加之今一つの原因と云ふは、明文と爲れば取締法と秘密の取締と二種並び存して事の混雜を増さしむるとなり。例へばニコラス一世の時には、別派に關する事件は或秘密委員之を掌りたり。改革に熱心なるアレキサンドル二世が斯かる事を等閑に附せざるは勿論にして、彼は實に別派取締の問題に大に注意し、種々之を討究せしめしが、遂にアレキサンドル三世の時即ち一千八百八十三年及同八十四年に至り漸く其の功を擧げり。此改正迄は別派に屬する者は農民なれば村團に地位を占むると能はず、商人なれば組合に入る特權なく、又正教派信徒に不利益なる證人として法庭に出づると能はず、外國に赴くと能はず、新禮拜堂を設くると能はず、乃至之を修繕することすら自由ならざりしなり。然し露西亞に於ては法律を潜るは常に容易なるに因り、別派信徒の間には、法律は

弛く張られたる網の如し、大男は之を跨ぎ越へ小男は蹴ひ潜るゝとの諺を生ぜり。偕て立法者が第一に工夫せんと欲したるは其結婚に關する問題なり。從來誕生及生亡の届を掌るは僧侶にして、且結婚は必らず教會に於て其式を擧ぐべき筈なるに因り、教會を脱したる別派信徒は此制規の手續を履むに由なく、遂に私生の兒をのみ生むととなれり。期くて幾年間も公然の誕生若くは結婚は全村一回もなしと云ふが如き滑稽を生ぜしも、農民は敢て頓着せず、別派の式に従て洗禮を受けたる後、無名の棄子を養子すると云ふの体裁と爲したり。何時迄も之を此儘に棄て置くは甚だ不都合なるに因り、如何様にか之を始末せんとするに、其始末頗る困難なりと云ふは、若し別派の行ふ結婚法を是認せんか、是れ正教會の大不利益なり、然らば宗教には無關係なる結婚法を法律に依て設けんか、是れ正教會の教義に反するのみならず、且人民一般の習慣に反するものにして、別派と雖も之に同意せざるべし。斯くて何れをも取ると能はざるに因り、餘儀なく別派の爲めに警察に於て特別に其届を取扱ふとにせり。即ち官吏が其結婚に立會ふには非ずして、唯だ之を警察に届出づれば帳簿に登録して結婚證を與ふと云ふの趣向なり。此改正

を爲したるは一千八百七十四年なり。然るに農民は此改正を見て深く喜ぶの色もなく、大抵は從來の儘に放棄して届出をなさず。是れ一は彼等が警察を信用せざるに因るものにして、又離婚の自由を束縛せらるゝを好まざるの事情も存すべし。兎に角此改正は遂に失敗に歸したり。

是に於てアレキサンデル三世は一千八百八十三年及同八十四年に於て大に法律を改正して彼等の自由を増せり。蓋革命黨を鎮壓する爲めに嚴重なる取締の行はるゝ其際に於て、農民に自由を與ふるは奇なるが如きも、其實農民は一見革命に味方するの傾向あるやに思はるゝにも拘はらず、頗る尊王心に富める忠良の民にして、革命黨員に失望を與へたと幾度なるやと知らず。アレキサンデル三世は能く之を知り、彼等を信じたるなり。偕て彼れの新法に依り彼等は始めて自己の式に従て法務を行ふ爲めに集合するの權利を承認せられたり、國內何處に住むも外國に赴くも自由となりたり、商人の組合に入り公職に就き名譽の稱號を受くるを許されたり。是れ彼等に取りて少なからざる利益にして、如何にも可は可なりと雖も、猶不十分なりと云ふは、彼等は此新法に依て民事上の自由を得たるのみ

にして未だ宗教上の自由を得ざるなり。且其の民事上の自由なるものも、改正前既に官吏の手に依て幾分か許され居たるものなり。若し夫れ宗教上の自由如何に至ては、彼等は公然法務を行ふを許されたるも、其束縛頗る窮屈にして其僧は官許の墓地に埋葬式を行ふを得ざるなり、彼等は自由に禮拜堂を建つると能はざるなり。其講義所の設置若くは修繕を禁じ、其僧侶及祈禱讀者を逐ひ、又は其祈禱書の出版若く發賣を禁ずるの權利は、依然として官吏の手に存するなり。束縛此の如くにして、彼等別派の宗教上の自由なるもの何處に在りや。且茲に注意すべきは別派信徒の十中の九以上は已むを得ず表面正教派信徒として登録されあるに因り、此種の別派信徒は教會の脱走者として司法上並に行政上の刑罰を受くべき身の上と爲れるなり。

實に彼等の自由は猶ほ不完全なるが、而も正教派の僧侶及官吏中には既に自由を與へ過ぎたりと爲せるものあり。而して飽迄も別派を苦むるを、以て本分なるかの如くに思ひ、夫の罪もなき、スツンデン派に對してすら随分に苛酷を極むるとあり。例へば一千八百八十四年ストリガンと稱する此派の農夫は、神像は偶像に外

ならずと言ひたりとの故を以て、オテツサの裁判所に呼び出されたり。偕て正規に従ひ其審問は公開ならず、且之に列するの陪審官は正教派信徒のみなりしが、猶此の陪審官は幾分か被告の刑を軽くせんとしたるが如きも、遂に三年九ヶ月の入牢に處せられたり。斯かる事件は年々珍らしからざるなり。又一千八百八十七年チユヒキンと稱する商人が、聖彼得堡の有僧派に屬する、グロモの墓地に數千ルノールを寄附し、病院を設くるの費用に充てんとを遺言したるに、裁判所は此遺言を破棄したり。以て彼等が如何なる眼を以て別派の徒を見るやを知るべし。實に別派信徒は幾分か權利を與へられたりと雖も、未だ決して十分なる宗教上の自由を有せざる也、未だ決して完全なる民事上の權利を有せざるなり。若し此等の妨害あるにも拘らず、講義所、病院及其他の經營を爲すを得とせば、是れ唯だ私かに婉曲なる方法を用ゐるて官吏の斟酌を求むればなり。今日別派信徒の會に屬する財産は四五の一人一種の「シンヂェット」を爲して之を保管せり。其の能く沒收の厄に罹らざるは專制治下に特別の便利あるの餘澤と感謝して然るべきとならん。然れども吾人が別派の自由の爲めに喋々の辨を費すは、敢て其中より宗教的復興

若くは社會的革新を發し來るべしと思ふが爲めには非ざるなり。人或は思へらく露西亞は大なる宗教上の使命を有し、其の將來は測る可らざるものありと。げに其の神秘的天性と云ひ、其の活眞理を求むる情の切なると云ひ、其の想像の傾向と云ひ、其の思想の銳氣盛なると云ひ、其の大膽なる試験を好むと云ひ、其の信仰の心に富むと云ひ、其の天性自ら人間の智慧に重きを置かず、且抽象の空論並に總て有形に無形に此人生に直接關係せざるものを賤むと云ひ、凡て露人の宗教的使命を負へることを示すが如し。實に彼等の思想は宗教的にして同時に又社會的なり、神事と人事とを區別せざるなり。されば彼等は果して先人未發の大革新を生ずべきやと云ふに吾人は之を信ずると能はざるなり。哲學と云ひ、文藝と云ひ、政治と云ひ、其分野に於ては到底特種の大産物を生ずる能はざるは既に吾人の論じたる處なり。獨り宗教は他の事よりも神秘にして且未だ十分に試験を経ざるが故に、其の將來測るべからざるが如きも、是れ唯だ外見に於て然るのみにして、要するに宗教的革新の困難なるは哲學若くは政治と異なるとなかるべし。夫れ精神的革新を求むるの聲は天下到る處に、聽く所にして、露西亞のみ獨り然る

に非ず、而して他の諸國が未だ發見し得ざるものを露西亞のみ能く發見するを得べしとは吾人信ずると能はざるなり。或はトルストイ及スタエフの唱ふるが如く、眞の眞理は未だ發見せられず、耶穌教は古來誤解され居たるものにして、之を正當に解釋し以て新局面を開くは露西亞の使命なりと云ひ、之を實行するには千年來の舊習慣も故障と爲らざと云ふか、吾人は之を信ぜざるなり。

蓋露西亞人は信條の事よりも寧ろ福音的徳義に重きを置き、教理の議論よりも福音的精神の實行を努め、基督の倫理の應用に依て人を救ひ社會を救ひ、乃至國際の關係をも慈愛の主義に依て調理せんとせり。是れ正に其の他と異なるの特色にして大に感賞するに足ると雖も、果して能く實行されべきや如何。吾人は敢て其の少年未熟の説たるを嗤笑せざるべし。吾人は敢て傍より其の熱心を沮ましむることを爲さざるべし。然れども是れ終に一個空中の樓閣にして、此の血あり肉ある活人間には應用し難く、此世は到底「エデン」の樂園たると能はざるものなるを如何せん。

合理派一派の露西亞人は又思へらく、露西亞の使命は耶穌教の形式及信條を剝で

之を清むるに在り。然れども是れ亦空想に過ぎず。耶蘇教の衣服と形骸とを去て唯だ其の精神を取り、其の慈愛の粹をのみ保たんとは、既に他の夢想家の試みたる所なり。宗教に於て靈を存して肉を棄て、二者を全く引き離さんとは到底實行し難き事なり。一個人は或は之を爲し得るとあらん、民衆は吾れ之を信ぜざるなり。瓶を投じて一度之を壊せば、之より發したるの清香、焉んぞ能く長く存するを得ん。

第四編 宗教上の自由及異宗派

第一章

國教と外國の異宗派。正教會と露國との關係。外來の異宗派を忌み嫌ふ事。之に布教を許さず。正教會のみ布教の特權あり。良心の自由に對する政府の見解。政府の保護は幾何の利益ありや。露西亞の布教

國教に叛きて分離したる千萬乃至千二百萬の別派信徒の外に、露西亞正教會に屬せざるもの猶三千萬以上あり、即ち、カソリック教、プロテスタント教、アルメニア教、猶太教、回々教及佛教を奉ずるもの是れなり。彼得大帝の時迄は回々教を奉ずる少數の韃靼人を除くの外、露西亞は純然たる正教國なりしも、其後歐羅巴並に亞細亞に版圖を廣むるに従ひ、他の諸宗派も入り來れり。蓋露西亞は其の新領土に在來の宗教を許すを以て政策と爲し、敢て之に正

教を強ひざるなり。然し異宗派に十分の自由を與へながらも、猶之に國教を布くを以て彼等を露化するの一方便と爲し、且新來の臣民は其信仰を守るを許さるゝも、内國の露西亞人は飽迄も正教を奉ずべきものたるは固よりなり。

露西亞が異宗派に對する態度は頗る寛大にして、舊教及新教(カソリック及プロテスタント)以下準之、又は其他の派の教會が正教派の教會と相對して設けらるゝが如きは、以て其の偏狹ならざるを示すものなり。若し猶宗教上の自由に制限ありとせば、是れ宗教上の感情よりも寧ろ政治上の理由より來るものにして、直に之を以て彼等の寛容心に乏しきの證とは爲す能はず。

抑も露西亞教會は國立の教會たるのみならず、又國民的教會にして、歴史上教會と國體との關係の頻る深きは既に吾人の説きたる所なり。故に政府も人民も正教會の信徒たるを以て愛國並に忠君の第一の保證と爲せると、今日に於ても猶然り。従て彼等の眼より之を見れば、宗教上の統一は政治上の國民的統一を意味し、正教會の消長は露西亞帝國の休戚に關する問題たり。政府の用語に於ては異宗派を「外教」と云へり、是れ其の國民的ならずして自家の家族とは同一視し難きの意を示

すに足るものにして、即ち國民的統一に水を加へて其の鞏固を缺かしむるの恐ありとは、正に彼等の憂ふる所なり。今其の配置を案ずるに、ボスニア灣より埃地利の國境に至る間には新教舊教及猶太教行れ、東の方ウラル、ヴォルガ及コーカサス地方には回々教行はれり。而して全國の總數殆ど三千五百萬にして、其中二千萬以上は歐部に在り。更に之を細かに分つ時は、新教派は芬蘭及バルチック沿岸諸洲に最も多く、舊教派は波蘭及リヌーニヤに最も多く、回々教はウラル、クリミヤ及コーカサス地方に盛なり。斯く地方々々に割據して分立せるは如何にも政府に取り不愉快なるは尤にして、露西亞人には舊教派は波蘭人を意味し、新教派は獨逸人を意味するなり。即ち政府も國民も正教會の擴張を圖り、異宗派の蔓延を防ぐに努むるは固より當然の事と謂ふ可し。

異宗派が各地に割據して國民的統一を妨害するの恐ありとせば、寧ろ之に十分の自由を與へ、全國諸宗派と相混じり相交はり、以て其の外國的性質を失ふに至らしむること第一の良策ならんも、今や時既に遅く且斯かる大膽なる事は露西亞政府の能く爲す能はざる所也。是に於て其立法者は反對の手段に出で、外教を其の在來

の區域内に幽閉し、祖先以來傳へ來りたるの人民間にのみ之を限り、一切新に改宗者を作るとを禁じたり。布教改宗の業は正教會の特權に屬し、何人も異宗派に移ると能はず。露西亞教會は入るのみの一方口にして之を出ると能はざるなり。諸て法律に従へば正教信徒の子は皆正教に入らざる可らず、離婚の間に生まれたるもの亦同じ。又正教信徒は決して其宗教を變ず可らず、之を犯せば相當の罰あり。脱會者ある時は其寺受持の僧は先づ之に忠告を與へ、宗區會コングレガチに上申し、更にそれより宗務院に報告せらるゝなり。脱會者には僧庵の苦行の罰を加ふるを得。又脱會者は一切民事上の權利を失ひ、一物をも合法的に所有し若くは相続すると能はず、親族は其の財産を奪ひ若くは其の相続財産を横領するを得。而して布教は國立教會の特權なるに因り、之を妨害するものは罪人たるべし。即ち人を勸めて正教を棄てしむるも、亦人を制して之に入らざらしむるも、共に法律の禁ずる所なり。若し國立教會を脱したるものある時は、之を届出づるは父母及親族の義務なり。而して文武の百官共に力を合せて此等の法律の實行を圖るべしとなり。正教派の家に生れたるものをして之を脱せざらしむるに努むるのみにては尙ほ

不十分なるに因り、政府は更に又異宗派が布教を行ふを嚴禁せり。宗教上の開墾は全く正教會の獨占する所にして、他人は何人も之に手を施すと能はざるなり。されば猶太人が舊教に移り回々教徒が新教に改宗する等の事も全く爲す能はず、唯だ特別の場合に於ては内務大臣の許可を待て之を行ふを得と雖も、大臣は唯だ帝國の利害を標準として其許可を決すべきなり。又舊教派も新教派も不信者を集めて教義を教ふるには、必らず其の場合毎に皇帝の許可を受けざる可らざるなり。

露西亞の法律は實に此の如きなり。此の如くして良心の自由は尊ばると云ふを得べきや、宗教上の自由は存すと云ふを得べきや。蓋露國政府の見る所に依れば布教は必ずしも禮拜の自由に必要ならず、彼等異宗派の人は強ひて他人に改宗を勸むるの必要なきなり。嘗て福音同盟會よりアレキサンドル三世に書を上り、新教派に十分の自由を與へられんとを願ひたるに、一千八百八十八年宗務院總監ルビエドノスツエフ氏は開書を以て之に答へたる其書中に曰く「異宗派は歐洲何處と雖も、我露國に於けるが如く完全なる自由を享くるとなし」と、又曰く「正教會を保

護して他の侵害を受けしめざるは、歴史上與へられたる露西亞の天職なり、國民として露西亞の存在を圖るために缺く可からざる義務なり」と。即ち其の理由の政治的意味を含むは吾人も諒する所なりと雖も、而も斯かる束縛を加へながら其自由は完全なりと云ふに至りては何事ぞや。畢竟是れ自由の何たるを知らざるの罪に坐するなり。

且夫れ教會は政府の保護の爲めに利する所ありやと云ふに、決して然らず。元來教會なるものは信仰と自由なる愛とを以て基礎とすべき精神的建物なるに、露西亞の法律は之を化して刑法を基礎とし、巡査と兵士とを番人とするの物質的の家屋と爲し了れり。是れ豈露西亞教會の品位を卑くし悪しくする所以に非ずや。又正教派の布教を助くる爲めに種々の獎勵法を用ひ、皇室も政府も共に保護を盡し、或は利益を以て改宗を促すとあり、或は布教に特別の功勞ありたるものに勳章を與ふるとあり。而して斯かる人爲の獎勵を行ふ其結果として、唯だ名義のみ正教會に入り其實は依然たる異派なるもの頗る多きを致せり。是れ何事に限らず苟も形を修め外容を整ふるを努むるの場合に於ては必ず免れ難きの弊なり。而し

て信徒此の如く僧侶亦此の如く、共に虚偽に陥りて教會を腐敗の府たらしむる其一方に於て、刑法は其門を守りて益々此の勢を助長せり。實に教會の事業は却て不道德を養ふ所以となり、正教徒の布教は却て不信心の果實を結べり。而して露西亞教會が利せざる如く國家も亦利するとなく、一方に於て如何はしき改宗者を得たる其利益は、他方に於て異宗派の徒の不平不満を激起して相殺餘す所なし。是れ寧ろ愚の至りに非ずや。

露西亞は布教の方便としては強迫若くは詭計を用ふるとあり。國境地方の蠻民に接する場合は概ね皆然り。今日に於ては唯だ洗禮を受けしむるのみにては不可なりと爲し、新改宗者を教會に引き寄る爲め、法務の際古スラヴ語と等しく其地方の語を用ふるを許せり（一千八百八十三年以來）。又東方諸語に聖書を翻譯して之を供給するの業も頗る盛なり。同時に學校をも起せり。正に是れ正道に反りたるものなり。且つ彼等は更らに國境を越へて布教を行へり。埃地利及土耳其に於ける布教は明かに政治上の計畫なるに因り之は別とするも、遂に支那朝鮮及日本に迄及ぼせるは熱心なりと謂ふ可し。

第二章

外來の異宗派。耶蘇教に屬する諸宗派。露國政府は諸宗派をして正教會と同一の組織を爲さしめんとせり。アルメニヤ教。其首長即ち「カソリコス」が實力を失ひたる次第。プロテスタント教。露化政策の犠牲となれり。バルチツク沿岸諸州に於ける正教派の布教。其手段方法。カソリツク教。舊教即波蘭。羅馬舊教宗務院。法王と皇帝との争。舊教派僧侶の不足。教會に波蘭語を禁じて露西亞語を用ひしめんとす。波蘭舊教徒の不自由。「聯合派」。之を正教會に返へらしめんとする政府の盡力。其迫害。露西亞教會と羅馬教會との聯合問題。

吾人は既に國家と正教會との關係に付き述ぶる所ありしが、今や更に轉じて其の舊教新教其他の異宗派に對する關係如何を研究せん。第一政府は此等の異宗派

に對しては國立教會と同様の組織を爲さしめんとせり。是れ彼等を露西亞の支配の下に保ち、且つ萬事を中央政府の手に握りて操縦に便ならしめんとてなり。特に耶蘇教中の異宗派即ち舊教新教及「アルメニヤ教」の三派は露西亞流の形を執り、各々一種の中央宗務所を有し、之には政府の代表面加はりて之を助けり。又宗區會の制も露西亞教會のと同じ。

上の三派の中、露西亞の組織を執るに最も好都合なるは「アルメニヤ教會」なるべし。是れ其の制度儀式等の最も希臘教會に近きに因るなり。而して在露アルメニヤ人は一百萬若くは百五十萬人程あるべし。此人數の割には彼等は其地位を占め、商業以外文武の公職に就けるものもなきに非ざるなり。

在露のアルメニヤ人中羅馬に「合」せるものは極めて稀にして、多數は「アルメニヤ教會」に屬し「カソリコス」(Catholics)と稱する首長を戴けり。此首長は「エクミアドデン」の寺院に住し、今は全く露國政府の左右する所なり。始め「カソリコス」は天下全陸のアルメニヤ宗區の代表者之を選舉するの慣例なりしが、一千八百三十六年の法令に依て、此選舉を單に候補者の指名と見做すとし、皇帝は其任命權を握るとと

なれり。而してニコラス一世及アレキサンドル二世は常に大多数の投票を得たる者を當選者と爲せしも、一千八百八十五年に至り、アレキサンドル三世は此習慣を破りて少数派の候補者を任命せり。即ち「カソリクス」は眞實に皇帝手下の一官職と爲りしなり。此外皇帝の任命に係る僧正及寺院長より成れる宗務會あり、俗人官吏其總監と爲りて之を統轄せり。是れ全く露西亞教會の宗務院の組織を取りたるものなり。又アルメニヤ人は數百の教會附屬學校を有せしが、政府は之にも干渉し、其の支配權を「カソリクス」より奪ひ、且アルメニア語の代りに露西亞語を用ひしめり。其の如何に彼等を露化するに努むるか以て知るべきなり。新教派も亦政治上の意味より干渉を蒙れり。其數は五六百萬の間なるべく、概ねルーテル派なり。此中二百萬以上は芬蘭に住せり、芬蘭に於てはルーテル派は國教にして、其の教會は全く自治を爲せり。然るに灣を隔て、バルチック沿岸三州に於ては事情自ら異れり。

沿岸三州に於てはルーテル派依然として優勢を占るも、今古の間に相違を來せりと云ふ、其次第は始め彼得大帝が一千七百二十一年にリヴォニア及エソニアの二

州を併呑するや、其の教會の權利及特權は従前通りなるべきと之に約し、尋てキヤサリン二世も一千七百九十五年ユルランド州に對し同様の約束を爲せしに、然るに其自由は次第に束縛を受くるに至れり。

蓋新教派は露化政策の犠牲と爲りたるなり。抑も沿岸三州の地方に於ては古來の歴史上の關係よりルーテル派は即ち獨逸と思はるべき事情在るに因り、政界上ルーテル派の勢力を殺ぐの必要あり。而して上級の獨逸人と下級のレット及エス人との間の連絡は、唯宗務に依て結ばれ居るに因り、此の宗教上の連絡を斷つて即ち獨逸人を孤立せしむる所以なり。是に於て政府は手を盡して彼等を改宗せしめんとし、先ニコラス一世の時一千八百四十年頃にレット人及エス人なる農夫十萬以上を正教に入らしめたり。後アレキサンドル二世の時には此改宗運動稍弛みしも、同三世に至り更に盛となり、其數年々幾千を以て算ふるに至れり。若し猶ほレット及エス人にして悉くルーテル派を脱するに至らずとせば、是れ其の内心に於て國民的特色を害するを恐るゝの念を懐けるに因るものにして、特にレット人に於て然り。嘗て或るレット愛國者の曰く、「吾人は獨逸人の羈絆を脱せんと

を欲す然れども露西亞人中に没却せらるゝことは望まざるなり』と。以て其の消息の一斑を窺ふべきなり。

布教僧は種々の方法を用ひて改宗者の多からんとを圖り、政府は又第一に教會と學校とを設けて彼等を露西亞化するを努め、特にアレキサンドル三世の時二千餘のルーテル派の學校を文部省の支配に移したる如き、ルーテル派の不服とする所ならんも、此等は尋常の處置にして深く怪むに足らざれども、茲に苛酷と謂はざるを得ざるは離婚に關する規定なり。即ちニコラス一世の時新教信者と正教信者との間に生じたる子女は必ず之を正教會に入らしむ可しと定めたり。後アレキサンドル二世はリヴォニア人に對し之を兩親の自由に任すると爲せしも、アレキサンドル三世は再び之を舊に復し、萬事法律通りに嚴重に取締れり。一千八百八十七年リヴォニア州の知事マノヴィーフ將軍は令を發して戒めて曰く『正教會に屬するの名義となれる父母にして其子をルーテル派に入らしむるものは禁錮に處し、且刑法第五百十八條及百九十條に據り其子女を取り離して第三者に教育せしむるとあるべし』と。又正教會に屬するものをして自己の教會の洗禮を受けし

めたるルーテル派僧侶は重刑に處せらるゝなり。斯く露西亞政府の露化に努むるとは頗る大なりと雖も、果して能く其目的を達するを得るや否やは聊か疑はしと謂はざるべからず。吾人の見る所を以てすれば、露西亞は唯だ外形上同化を以て甘んじ、其の如何に外來臣民の思想感情を害するやを顧みざるが如し。吾人は寧ろ其の却て反對の結果を生ぜんことを恐るゝものなり。

耶蘇教に屬する異宗派中最も酷遇せらるゝは舊教派なり、是れ舊教と云へば直に波蘭を意味し、波蘭は又古來露西亞と融和し難き歴史上の關係を有するに因るなり。されば露西亞の政府も人民も敵意を以て舊教派に對し、露西亞人としては波蘭主義と戦ひ、スラヴ民族としては羅典主義と戦ふものと覺悟せり。

在露の此派信徒の數は九百萬乃至一千萬の間にして、且人口の増加と共に年々増加の勢あり。而して此等信徒は必ずしも波蘭人若くはリスエーニヤ人に非ずして、白露西亞人及小露西亞人も少しく加はれり。然し舊教と波蘭とは彼等には同意なるに因り、此等の露西亞人も概して自ら波蘭人と稱せり。而して露西亞の官民が力を合して此派を倒さんとする其骨折は、却て其信仰を堅め熱心を強むるの

媒介となり、十八世紀の終りには半ば懐疑的傾向を有したる波蘭をして今日舊教國中第一の信心國と爲らしめたり。彼得堡と莫斯科は實に自ら勞して敵の根を培ひたるものなり。

舊教派は露西亞流の組織を取るに最も反對なるも、已むを得ず宗務院の模型を學ばざるを得ざるとなれり。即ち僧正の上に羅馬舊教宗務院なるものを彼得堡に置き、モヒレフの大僧正之が長たり。此院を組織する議員は全國宗區の代表者にして、選舉後政府の批准を経たるものなり。舊教派の宗區にも宗區會あり、其議員は僧正之を指名し官府之を任命す。斯かる組織は舊教派の好まざる所なるに因り、之を廢して僧正の權限を自由ならしめんとし、羅馬の法王は度々不平を訴ふるも未だ其目的を達せず。蓋法王は教義上俗權の干渉を脱せんとを主張し、露西亞は政界上之を束縛せんと試み、其の見る所全く相反對せるに因り、雙方の満足すべき落着を結ぶは到底容易ならざるなり。而して斯く僧正の手足を束縛し、羅馬法王との關係を薄くするに努めたる自然の結果として、露西亞の舊教は精神を抜き去られたる形骸の如きものとなり、其の正教と異なるは唯だ儀式慣例の點に過

ぎざるととなれり。故に若し更に一步を進め、同派の信徒にして全く羅馬と分離し、波蘭内に新本山を起すとせば、政府は喜んで之を助くべしと雖も、元來波蘭人は露西亞人と云ふよりも舊教派と云ふの念深きに因り、敢て此の舉に出でざるなり。

露西亞の領土内に舊教派の宗區十二あり、其中七は波蘭に在り。各區の僧正職は往々空位なるとありと云ふ、其次第は、僧正にして死すれば容易に其の後任者を任命せず、又生存者中には幽囚若くは追放に處せられたる者常に幾名かあり。其他政府は常に宗區の事務に干渉して之を妨げ、僧正の如きも監督嚴密なるため羅馬と自由に氣脈を通ずる能はず、又區内を巡錫するにも知事の許可を受けざる可らざるなり。

然れども舊教派の苦む所は常に自由の缺乏のみに非ずして、又法務を行ふ可き僧侶の不足に在り。今過去六十年以上の成行を見るに、宗區教會及宗教學校の數は規則正しく減少せり。而して僧侶の不足なるは敢て青年が西比利亞に逐はるゝを怖れて之を避るに因るに非ず。唯政府が之に就くを容易ならざらしむればなり。

即ち宗教學校の數は之を制限し、且入校甚困難にして、先づ嚴重なる試験を経たる後更に許可を受けざる可らず。特に波蘭人は政府の好まざる所にして、成るべくリスエーニア人を採れり。此の如くにして僧侶の數を不足ならしむるに因り、寺領地にして全く寺僧を有せざるもの少なからず。斯る所に於ては折々巡回し來る布教僧に待つの外なし。加之時としては信徒のみにて式を行はざるを得ざるもあり。是れ現に予がアレキサンドル二世の時ノヴゴロッドにて實見したる所なり。又西部の或州に於ては教會に集りて祈禱を行ふとを全く禁じたるもあり。例へば一千八百八十八年ミンスクの知事は僧侶不在の教會を閉ざさしめ、其不在中は集會を促すと能ざる旨命令せり。尤も此命令は禁語なる波蘭語にて祈禱を行ひたりとの事實の爲めに發せらるゝに至りたるなり。

寺僧は此の如くに不足なり、然らば庵僧は如何と云ふに、是れ亦一千八百六十三年の一揆の結果として僧庵は概ね閉鎖され、其の存せるものも庵僧及尼の數は敕令に依て制限せられたるに因り、到底往日の比に非ず。リスエーニヤの有名なる僧庵にして今は正教派の手に歸せるものも少なからざるなり。

波蘭の教會に於て最も予の驚きたるは僧侶が朗讀説會を爲すとなり。是れ豫め檢閲を受けざる可らざるに因り、之を筆に認むるなり。又僧正より發する命令の類も檢閲を受けざる可らず。加之説教若くは問答に於ては其地方の言語を用ふるを得るに限るに非ず。以前には異宗派が露人間に蔓延せんとを防く爲めに、其教會に於て露西亞語を用ふるを禁ぜしが、今日は其方針を變じ、異宗派の徒を露國化する手段として舊教並に新教派の教會に露西亞語を用ゐしめんとせり。然れども舊教派は國民的感情と等しく宗教上の理由の爲めに之には痛く反對して應ずる色なし。政府は已を得ず之を羅馬の法王に訴へて其同意を求めんとせるが、法王も大に處置に窮せるが如し、註。地方の語を使用せり、又政府は僧侶は平氣にて其を露西亞風に改めしめり。

露西亞語を用ゐよとの政府の注文に對し、舊教派は斯く辯ずるを得べし、即ち政府は彼等を露西亞人として取扱はざるに、獨り教會に於て露西亞語を用よと云ふは論理に反けり。實に西部諸州の波蘭人は特別法の下に治められ、未だ露西亞人としての十分なる權利を有せざるなり。アレキサンドル二世は彼等が土地を買

ひ若くは貸すとを禁ぜしが、同三世は更に一千八百八十四年の敕令を以て益々之を嚴にし、西部諸州に於ては唯だ露西亞人のみ購求遺贈若くは贈與に依て土地を取得するを得るとせり。而して露西亞人と認めらるゝには必ず正教を奉ぜざる可らざるなり。

法律の前には人皆平等にして且何人も自由に公職に就くを得るは近世諸國の例なるに、露西亞の舊教信徒は少なくも實際上猶太人と等しく此權利を有せず。若し官職に就くを得とせば是れ其の下級のものにして高官には昇り難し。偶モイレンハイム氏の如く舊教信徒にして公使となるが如きものあるも、其の索性を探れば他の信徒と異なるものなり。斯くて或る官省特に文部省に於ては下級官吏に至るまで舊教派を排斥し、アレキサンデル三世の時には西部諸州に於ては正教派の教師をのみ用ふるとに決したり。甚しきは私の職業に迄干渉し、嘗て西部の諸會社に其の役員の宗教分を報告せしめ、猶太人及舊教派信徒を用ふると多きに失せりとて非難し、斯くては營業上不利なるとあるべしとて暗に戒めたるもあり。是れ予の現に其の支配人等より聞きたる所なり。又鐵道會社には總て正

教派ならざるものを排斥して用ゐざるとにせんと唱へたるものもあり、未だ法律としては定められざるも實際官吏の干渉に依て徐々に之を實行せんとせるは明かなり。指にて十字形を爲す其方式は依然として猶ほ國民たるの證なるなり。上に記したる舊教派は舊教派として認められたるものなるも、此外の内心に同派に屬しながら政府の強ふるが儘に已むを得ず正教派の名義と爲れるものあり。其數はリスエーニヤに、白露西亞に、波蘭に各幾萬を以て算ふべし。是れ實に最も憐むべき境遇に在るものにして、素と誘拐又は強迫に依て正教會に復らしめられたるものなるが故に、常に二宗派の間に迷ひ、何れが果して自己の宗教なるやを解するに苦む状あり。或は又有名無實の實を現はして、正教派の教會には見向もせず舊教派のに雲集する地方もあり。

抑も此一派は聯合派(Union)と稱し、正教派の儀式を用ゐながら羅馬法王の主權を承認せるものなるが、其起原は一千五百九十五年リスエーニヤに開かれたる「プロレスト會議」に在り。キヤサリン二世の波蘭領諸州を併吞するや、此派に屬するもの二三百萬ありしが概ね白露若くは小露西亞人なり。而して此所謂聯合は波蘭

人等の喜ぶ所なりと雖も、露西亞人より之を見れば大露西亞の正教派と西方の同胞とを離隔する所以の障壁にして是非共之を撤去して正教に復へらしむるの必要あり。是に於てキヤサリン二世及ニコラス一世は先づ帝國內の聯合派を取り返へし、次にアレキサンドル二世は在波蘭の聯合派を取り返へせり。特にニコラス一世は一千八百三十九年一時に二百萬の生靈を羅馬より奪ひ取りしが、之を爲すに就ては徐々に計畫を立て、聯合派の大僧正に同腹の士を据へ、以て内輪より同派を破壊するの苦肉の策を用ゐたり。而も猶不服を唱ふるものありたるに因り、此等に對しては笞刑及追放を容赦なく強行せり。實に亂暴と評するの外なしと謂ふ可し。偕て兎に角に斯かる手段に依り、露西亞内の聯合派は總て之を復歸せしめたるも、尙アレキサンドル二世の時には波蘭王國に二十六萬の聯合派ありたり。是れ當時他とは別れて組織を成し居たるものにして、其儀式は矢張希臘風なるも羅馬舊教派信徒の間に介在し居たるが爲に自ら聯合派に傾き、羅馬崇拜の僧正を戴きたり。且希臘教の儀式には反ける羅馬流の風習も幾分か加はり居たり。因てアレキサンドル二世は一千八百六十三年の一揆の後、其僧正を廢し儀式を改め、

汲々として之を「清むる」に努めたり。彼等信徒は勿論此變化を喜ばず、不平を訴ふる者も少なからざりしが、政府は武力を以て之を鎮壓し、或は兵士をして教會堂よりオルガン及腰掛の類(羅馬派の教會に用ひらるる)を取除けしめたるもあり、或は教會の入口を守るの婦人を砲撃せしめたるもあり。而して愈、外形を露西亞教會の風に改め且羅馬崇拜の僧侶等を逐ひ拂ひたる後、色々に手を盡して其僧侶及信徒より露西亞教會に復歸を願出せしめり、實に一千八百七十五年なり。此請願たるや固より政府が強ひて差出さしめたるものにして、利益若くは威嚇を以て之を誘ひたるなり。されば之に署名したる者既に己むを得ざるに出づ、況んや自餘多數の農民輩に至ては全く夢中の間に改宗せられたるなり。然らば即ち彼等が甘んじて之に従はざるは固よりにして、遂には悲惨なる大迫害を招くに至れり。即ち政府は彼等に對し罰金禁獄鞭撻沒收さては追放等有らゆる手段を用ゐて、僧俗の區別なく凡て剛情なる徒輩を處分し、父子夫婦爲めに離散し、土地は亦公賣に處せられ、實に慘憺の狀を極めたり。而も猶之に屈せず、或は母にして其の赤子の正教派僧侶の洗禮を受くるを厭ひ、自ら之を壁に擲ち附けて死に至らしめたるあり、或

は赤子と共に毒を仰て自殺したるの父母もあり。而も洗禮の事は尙ほ忍びて従ふとするも、結婚の式は聯合派の僧に請ふて之を行はんと欲し、故らにガリシアの或地方に赴くもの少なからず。現にボヒエドノスツエフ氏が冷然として語る所に依れば、シエードルツエ州のみにて行はれたる此種の結婚は二千三百六十五の多きに達せりと云ふ。而して羅馬より布教僧の潜かに忍び込むものあれば、直に之を捕へて逐ひ返し、或は獄に投じ、又内國舊教派の僧にして苟も聯合派の信徒と談話し、若くは其教會にて祈禱を爲さしむるが如きとあれば、其僧は追放に處せられ、其教會は閉鎖を命ぜらるゝなり。露西亞の政府が彼等を正教會に引き入れ、以て飽迄も露化せしめんとするの念に切なると推して知るべきなり。

尋てアレキサンドル三世の位に即くや、聯合派の徒は苟かに空望を懷き、或は寛大の處置を受くるを得んと豫期したり。蓋彼等は此等の迫害を以て唯だ政府官吏輩の心に出で、皇帝は少しも其の疾苦を知らざるものと想像したるなり。此空想の下に正教派僧侶に因て新帝に對する宣誓式を行ふを肯せざるものも少なからざりしが、遂に一千八百八十八年九月皇帝親ら、カルムの寺院に臨み、其の全く聖意

に出づるとを示すに及び、愈々其の空望に過ぎざりしとを發見せり。吾人は唯だ惘然と謂ふの外なきなり。

思ふに聯合派の蒙りたる此迫害は實に他の好般鑑なり。三百萬のオーストリアンガリヤ人にして露西亞の支配に歸せんか、彼等は必ず同運命に遭遇せざるを得ざるべし。又羅馬法王にして一度露西亞政府の意に應じ、舊教派教會に希臘教の儀式を許し、若くはスラヴ語を用ひしむるとせんか、其の結果は實に測る可らざるものあらん。即ち聯合派興亡の歴史は決して輕々に看る可らざるものぞ知る可きなり。

露西亞教會は羅馬教會と聯合するの日あるべきや如何。世上往々之を唱へ、露西亞は第三の羅馬となり、先に羅典とヒサンスとに分かれたるものを再び結び合はすと其の使命なりと論ずるものあり。斯かる聯合にして果して行はれんには、露西亞教會の品位と獨立とを回復し、且波蘭人及西方スラヴ人の心を和けて精神上の統一を來し、其利益や少なからざるべし。特に「ザ」(露西亞皇帝)と羅馬法王と手を握て天下に臨まんには、果して如何なる勢力を占むべきや測る可らざらんとす。

然れども此説は畢竟一場の空論にして到底行はるべくも非ずと云ふ其次第は、第一教義の相違は深く關せずとするも、此の二派は多年間分離獨立して其間に氣風感情の融和す可らざるものあり。次に露西亞人は國民的思想に富み、外物は總べて之を排斥するの念盛にして、宗教上に於ても自己を以て基督の直傳真正の耶蘇教國と信じ、他を見ては之を輕んじ卑むの風あり。即ち唯我獨尊は其主義なるに因り、今に於て羅馬と聯合するが如きは望なきなり。又露西亞の國家は凡て統轄權を手中に握らんことを欲し、夫の舊教派の僧權跋扈は其深く忌む所なるが故に「ザ」の專權と法王の專權との兩立和合せんことば出來べくも非ず。我輩が此説を以て一場の空論と爲す所以なり。

第三、章

耶蘇教以外の異宗派。猶太人。其數の多き事。猶太人問題の觀察點。猶太人排斥の暴舉。在波蘭及露西亞の猶太人の風習。

其の法律上の地位。權利の束縛。内地に居住する能はず。土地を買ひ若くは借る能はず。猶太人と耕作。猶太人と市中の職業。營業の束縛。大中學入學の制限。此特別法の結果。却て其目的を破れり。猶太人に自由を與ふるは經濟上にも利益なり。回々教徒。改宗の困難。彼等の組織。彼等の法律上の地位。佛教。歐羅巴に於ては衰微の色あり。亞細亞部に於ては如何。露人に於ける佛教の感化

露西亞は往時は猶太人を有せざりしも波蘭併呑後の今日に於ては殆ど世界各地に散在せる丈の數を其版圖内に有せり。蓋波蘭は中世紀の終頃に至り猶太人の藪窟となり居たりしなり。而して其の正確なる數は擧ぐることも能はざるも、全帝國に於て三四百萬に達すべし、或は五百萬と云ふ人もあり。而して此等の猶太人は敢て全國に散在せるに非ずして、概ね舊波蘭諸州及其の附近の二三州に群集せり。故に此等西部諸州に於ては彼等は全人口の一割五歩、二割若くは二割五歩を占むるもあり。且彼等は主に市内の生活を營めるに因り、此割合は特に注意すべ

きものにして、實に波蘭リヌエーニア及小露西亞等の市府に於ては其の多數を占める所少なからざるなり。而して斯く群集して一種の堅固なる別團體を爲せるに因り、自ら夫の猶太人問題を誘起するに至りしが、露西亞に於ても此問題は他の諸國に於けるが如く、種々の點より觀察するを得べしと雖も、先づ大體は宗教上、人種上及經濟若くは社會上の三點に歸すべし。此中宗教上の點よりも經濟上の事情が正に猶太人排斥の聲を高からしむる大原因なるは他國と異なるなし。アレキサンドル三世の初年に暴民蜂起して猶太人を襲ひたるは人の能く知る所なるが、其の原因は兼々憎惡の念に堪へざるものあるに基くとは云へ、一部は當時獨逸に盛なりし猶太人排斥運動の反響にして、且其の近因となりて之を促したるはアレキサンドル二世の暗殺なり。此暗殺は勿論猶太人の與かり知る所に非ざると雖も、從來同帝に危害を加へんとしたる陰謀者中に猶太人の加はれる者ありたるに因り、平素不平を懷ける徒輩は奇貨置くべしと爲し、此暗殺を以て猶太人に罪ありと揚言し、且皇帝は三日間猶太人を掠奪せよとの命令を發せられたるなりと唱へ、其の公けとならざるは官吏が賄賂の爲めに蔽へるなりと稱し、以て盛に人心

を煽動し、遂に非常なる大暴舉を起すに至れり。偕て暴舉は諸市邑とも殆ど期を合し、同様なる方法に依て行はれたり。先づ煽動樂隊が涼車に乗り込むや、それと同時に始まるの仕組にして、又前日に猶太人攻撃の貼紙を郵送したることもあり或は人を集めて猶太人攻撃の新聞論説を讀み聞かせ、或は例の皇帝の命令なりと云ふ訛傳を告げ知らせ、斯くて大に暴民を激昂せしめたる上、猶太人の家を襲ふて戸を破り窓を毀ち、家具建具の類を破壊し掠奪し、教會堂及墓地すら容赦なく亂暴狼籍を極めたり。而して文武の官吏は之を袖手傍觀して制止せんとせざるに因り、彼等益々得意となりて狂暴を逞ふせり。尤も僧侶は正教及舊教の區別なく、共に彼等を道に擁して之を制するに努めたり。されど少數なる僧侶輩の力を以て之を防ぐと能はざるは勿論にして、遂に暴民は數日間勝手放題に破壊し掠奪し、猶太人の住居せる市街は宛も戦時同様の慘狀を呈せり。例へばバルタ市は二萬以上の人口を有し、其の大多數は猶太人より成りしが三十六時間中自由に劫掠せられ、猶太人に屬する一千以上の家屋中無難なるは四十に達せざりしと云ふ。畢竟文武の官吏が手を袖にして高見の見物を爲し居たるに因るなり。されば西北地

方に於ては嚴に令を發して之を制したるが爲めに、在住猶太人の最も多きにも拘はらず、幸に事なきを得たりと雖も、其他の地方に於ては暴民の暴最も甚だしかりしなり。

然し暴民は財産を攻撃したるも人を屠るの舉に出でざりしは奇と謂ふべし。勿論苛き目に遇ひたる者は少なからず、又死する程の負傷を受けたるものもありと雖も、其場に虐殺せられたるは殆んど一人も無かりしなり。蓋是れ露西亞人の天性自ら柔和なるものもあるに因るべしと雖も、亦所謂皇帝の命令は之を打擲劫掠せよと云ふに止まりて殺せよと云ふに非ざるとを心に記したればなるべし。然し如何に温和なる所ありとするも、斯かる暴舉を其儘に放棄せんには果ては純然たる社會黨的運動となりて、或は其鐵腕を貴族地主及官吏の頭上に加ふるに至るやも測り難きに因り、中央政府は遂に手を下して之に干涉し、加害の凶徒を處罰せり。然し其罰たるや唯だ世間の中譯に過ぎずして、殆ど滑稽に類したり。嘗て農民が土地問題に關して一揆を起したる時には、死刑廢止の時節にも拘らず之を絞罪に處したる程なるに、今此暴民に對しては此の如しとは、以て其の如何に猶太人

排斥の感情に富むやを知るべきなり。されど此暴舉後猶太人は一時零落の淵に沈むに至りたる其結果として、田舎より賣出す産物は買者のなき爲めに俄かに暴落し、同時に市にて猶太人の關係し居たる貨物及食料品等は非常に騰貴し、一般人は大に窮境に陥りたり、蓋自業自得の禍なり。

波蘭及露西亞の猶太人は近世の文化に同化するとは頗る少なく、同人種相集りて一種別派の團體を爲し、常に別種の宗教を有するのみならず、更に又別種の國民を爲せり。其風俗習慣の他と異なるは固より、言語も獨逸語の訛りてヒール語の稍加はれるヤルゴン語なるものを用ひ、文學も新聞雜誌も乃至時としては劇場及役者すら自家専用のを有せり。而して彼等の中外形上世間同様の生活を營める少數を除く時は、何れも皆信心家儀式家にして、此點は其の周圍に居住せる正教若くは舊教派の農民と異なるとなし。即ち彼等は普通の禮拜堂の外に態々聖書を研究し若くは祈禱を爲すが爲めに粗末なる講義所を設け、或は又西部諸市の貧しき猶太人は協會を組織し、共々に集會し宗教上の研究及禮拜を行ふとせり。斯くて其禮拜は全く自由を與へられ居るも、他の異宗派と同じく布教を試み若くは

正教派に改宗するものあるを妨ぐると能はず。例へば一千八百八十七年ウアル
 ソーに於て猶太人の父母にして其の女の正教に改宗するに反對したりとの故を
 以て罰せられたるものあり。又同年カルエフに於て或る猶太人は既に洗禮を受
 け居るにも拘らず猶太教の教會に參席したりとの故を以て捕縛されたり。斯か
 る例は他國には見る能はずと雖も、露西亞に於ては殆ど年として之なきはなし。
 猶太人は宗教上に於ては露西亞の法律の許す限り自由を有すとすも、市民とし
 ての權限に至りては非常に狹隘にして、全く惘然なる境遇に在り。而して其の取
 締に關する法律は十五卷の法典中處々に散在して千個條以上の多きに達し、其の
 廢改の常ならざる其上に、省令と云ひ内訓と云ひ、實に紛然として辨じ難き程な
 り。

此等の法律は露西亞内地と波蘭王國とは少しく異なる所あるも、兎に角猶太人は
 現在は外人として取扱はれ居たり。否寧ろ義務に關しては内國人權利に關して
 は外國人として取扱はれ居れり。即ち租稅兵役等の義務を負ふとは少しも内國
 人と異ならざるも、市民としての權利は頗る不十分に於て、第一交通の自由及住所

選擇の自由は其の有せざる所なり。全國中其の自由に旅行し又居住するを得る
 は唯だ元の波蘭なりし地方及其の附近の小露西亞及新露西亞の數州のみにして
 其外の大露西亞及舊時のモスコヴィアの全部には立入ると能はず。歐羅巴及亞
 細亞に於ける新版圖も亦殆ど皆然り。或は此東縛を受けざるの特權を有する者
 もなきに非ずと雖も、それは極めて少數たり。彼等は宛もベストの如く見做され、西
 部地方の避病院中に幽閉の身と爲れるなり。

然れども此の西部地方に於てすら猶住居自由ならざるの處ありと云ふは、去る一
 千八百五十八年以來彼等は埃地利及普魯西亞の境界線より五十ヴェルスト(殆ど
 三十五哩)以内に住居すると禁ぜられたり。此禁止は長く實行せらるゝと能は
 ざりしも、而も法律として現に存するが故に、時としては其の勵行を見らるとあり。
 例へば一千八百八十一年ウオリニヤに於て突然居住者に退去を命じ、數千の家族
 を逐へり。然し無慈悲に逐はれたるは貧乏人のみにして、富民は例に依り賄賂を
 用ゐて無事なるを得たり。此點は夫の別派信徒の場合と同一にして、巡查は常に
 此種の私を行ふて懷を肥やせるなり。畢竟猶太人に自由を與ふるは官吏等の私

利の財源を枯らす所以なること、正に其の法律改正の一故障たるべしんば非ざるなり。

右に記したるは國境の地方なるも、其の許され居る西部露西亞の中央の大首府たるキーフに於てすら其の居住は自由ならず。蓋同市は飽迄も此醜態を拒絶して其神聖を保たんと欲するなり。即ち此市に赴くを得るは或種類の猶太人のみにして、而も郭外にして市内には入るを得ず。嘗て予の漫遊中或銀行員オデッサより來りキーフ一等の旅館に投宿したるに、番頭は其旅行券に猶太人と記るされありを見、直ちに斷りたるとあり。斯かる例は毎年珍しからざるなり。要するに猶太人は監視中の罪人にも劣るものにして、其の如何に窮屈なるべきやは推して知るべきなり。

斯かる窮屈なる束縛を潜らんと努むる自然の結果として、彼等は奇異なる工夫を案出するとあり。今其の一二例を擧げんに、或青年はドクトルの學位を有し自由に居住するの特権を得たるも、之が爲めに他人にまで其特権を及ぼすと能はざるに因り、彼得堡に住居するに當り、其兩親を雇人として届出でたり。又速記術を學

ばんと欲して莫斯科に來りたる或少女は警察より逐はるゝを恐れて娼妓の旅行券を求めたり。蓋猶太婦人にして自由居住の權あるは唯だ娼妓のみなるなり。然るに身体検査の結果其の娼妓ならざると明かとなり、此少女は遂に逐はれたり。實に此の如き規則は如何様にも濫用され易きものにして、猶太人の迷惑は推察するに餘りありと雖も、幸に警察の腐敗の爲めに峻嚴なる法律も幾分か寛和せらるゝを得るは彼等の爲めに喜ぶ可し。然し寛嚴の度は時と處とに依て非常に異なり、無事に許され居たるかと思へば俄かに苛酷に取扱はるゝとあり。例へばアレキサンドル三世の時猶太人排斥の暴舉後、幾千の猶太人は從來平穩に居住し居たる地方より突然放逐せられたるとあり、キーフ、オリオル及莫斯科の如きは即ち是れなり。

然らば其の許されたる小區域内に於て、猶太人は他人同様の權利を有するやと云ふに決して然らず。彼等は西部諸州に於て居住は許さるゝも土地を購買すると能はざるなり。因て長期の借地を爲し、之を自己所有地の如くに爲せるものあるに至りしに因り、一千八百八十二年の法律は之をも禁ぜり。又彼等は土地を耕作

すると能はず、市外にて何物をも買ふと能はず、又役人若くは執事の職に就くと能はず。現行法に於ては彼等は農家に金を貸すとを得るも抵當を取ると能はざるに因り其の金利は非常に高し。又穀物を買入れ若くは其の投機を行ふとを得るも抵當物を收むる權利なし。要するに法律は彼等をして唯だ仲人たるに止まらしむるの趣意にして、亦彼等は實に西部諸州到る處に仲人として一切の取引に與かれるは人の能く知る所なり。

猶太人に土地所有を許さざる口實は彼等は農業家に非ずと云ふに在り。げに彼等は過去二千年來土地との縁を離れ、主として市の生活を營めるに因り、耕作は其の嗜好する所に非ず、又体力も農夫たるに適せざるに至れり。是れ明かなる事實なりと雖、然し所謂猶太人問題を解釋するには彼等を村落に送り耕作の業を執らしむると最良の策たり。此計畫は外國にては既に猶太人自ら試みたるあり。露西亞の政府も一千八百十年頃及一千八百四十年頃に猶太人をして數ヶ所に農業的殖民を爲さしめたるあり、其成績を得ざりしが如し。役人が鞭を揚げて指揮するの殖民地が成功し難きは固よりなり。而して土地所有を禁じ若くは村

落に住するを禁ずるが如きは、益々彼等をして耕作業より遠ざからしむるものにして、猶太人問題の良解釋法とは思はれざるなり。否此處置は雙方の不利益にして、基督教徒も猶太人と一様に其害を蒙ると云ふ、其次第は、之が爲めに多くの地方に於て土地を賣却若くは貸渡すに其價大に下落し、同時に又農夫若くは地主の借入るゝ金利は著しく騰りたればなり。

政府は猶太人が村落の職業に就くを妨ぐとせば、市内の業は自由に之を許すやと云ふに是れ亦然らず。第一公職に就くと自由ならず。政府の技師と爲るとを得るも、先づ改宗したる後に非ざれば此目的を達し難し。又軍醫と爲るとを得るも其總員の百分の五を超ゆると能はず。選舉に成るの公職は有給無給を問はず殆ど就くの資格なく、市長も村長も不可なり。又陪審官に選はるゝを得るも、總員の十分の一以上に出づると能はず、又市會議員は總員の三分の一以下に止らざる可らず、是れ猶太人が人口の多數を占むる市邑に於ても然るなり。

管に公職のみならず、私の職業すらも妨害せらるゝとあり。現に近年政府は、南西地方の鐵道會社より猶太人を放逐すべきとを命ぜり。又法律上許され居る權利

をすら之を曲解して妨ぐるとある其一例を擧げんに、元來藥劑師の免許狀を有する者は全國居住自由の規則と爲れるに、彼得堡の官吏は猶太人に關する藥劑所に閉店を命じ、其理由として居住の自由は營業の自由を意味せずと揚言したり。是れ正に官吏が猶太人の自由なるものを如何に解するかを示すものにして、萬事此筆法にて處分せらるゝと知るべきなり。又猶太商人にして多額の免許税を收め、所謂第一級の組合に屬する者は居住の自由を有するも、猶職業の種類に依りては之を營むと能はず、例へば猶太人の居住地以外に於て酒商を營み、又造酒所を設けると能はざるが如し。又彼等が西部諸州に於て多く從事せる職業は宿屋居酒屋等なるに、而かも此すら居酒屋取締規則に依て間接に妨害せられんとせり。加之彼得大帝の父なるアレキシス帝は猶太人が耶蘇教徒を雇ひ入るゝとを禁じ、之を犯す者は(一千八百六十五年迄)死刑にも處する(一千八百六十五年迄)とを得るととなり居たり。此法律は通常唯だ家僕の意味に解釋せられ、營業上の雇人は差支なかりしに、時としては其意味を擴張して工場又は商店に耶蘇教徒を用ふるを禁じたとあり。是れ猶太人の營業を杜絶し、且耶蘇教徒の職業を奪ふものなるに因り、

遂に此のアレキシスの法律は一千八百八十七年に廢止せられたり。

此の寛大なる改正の辨償と云ふにも非ざる可けれども、近頃に至り猶太人は更らに新束縛を加へられたり。即ちアレキサンドル三世の政府は其の大中の學校に入るを得るの數を制限したり。抑も彼等をして教育を受けしむるは即ち舊習を棄て孤立主義を棄て以て文明社會に入らしむる最良の方法なるに、今却て斯かる處置に出でんとするは唯だ奇怪と謂はざるを得ず。思ふに猶太人は學問に熱心にして到る處の學校に多く入學し、特に猶太人の最も繁昌せるオデッサ市に於ては専門學校に在學せる者總數の五割乃至七割に達するに至りしかば、政府は之を見て棄て置き難しと思ひたるなり。斯くて一千八百八十七年の法律に依りて中學校ギムナジウムの收容し得る猶太學生は總員の一割以下たるべしと定めたり。是れ人口に於ては猶太人が二割五分若くは三割を爲せる所に於ても然るなり。内地に於ては彼得堡及莫斯科の専門學校に對し猶太學生は總員の五分及三分を超ふ可らずと定められたり。而して此の制限は大學校にも及び、其の入學せしめ得る割合を非常に少なくせり。例へば一千八百八十七年ブルバット大學校の志願者七十

五名の中僅に七名許可せられたり。拒絶せられたる猶太學生の不平如何許りなるべきやは何人も想像し易き所にして、特に此の入學拒絶は高等なる職業の拒絶及居住自由權の拒絶等を意味するが故に、其の怨恨骨髓に徹するも敢て無理ならざるなり。人往々猶太青年男女が虚無黨に加はるるを非難すと雖も、斯かる處置は果して彼等をして露西亞及ザールを愛せしむるの道なるべきや、我輩の聞かんと欲する所なり。要するに猶太人取締に關する特別法は自から其目的を破れるものなり。曰く猶太人は排他主義にして風俗習慣及法律に至るまで一種特別の別社會を爲し、頑冥孤立を以て足れりとすと。然れども此弊をして益々助長せしむる者は豈特別法其者に非ずや。彼等を別種の人民として取扱ひ、之を社會の一隅に盤居屏息せしむるこそ、其の排他孤立を致す所以に非ずや。又或は曰く、彼等は密に社團を結び組合を組織し以て國家内に一種の國家を成し、全體の一和統合を妨ぐと。然れども彼等をして密に自治自營の社團を結ばしむるは、豈彼等を別人種として社會の表面より排斥するに因るに非ずや。即ち國民的若くは國家的觀察點より猶太人を非議する其非議は、正に國家が自ら助長養成する所たるや知るべきなり。

次に經濟上の觀察より來るの非難即ち猶太人は商賈仲人、兩替、金貸、行商、酒舖等一切の職業を獨占すとの攻撃も、同じく國家が自ら致す所にして、敢て彼等に罪あるに非ざるなり。彼等は法律の爲めに職業の自由を奪はれ、餘義なく社會の一隅に潜んで此種の業を營むものにして、世人往々之を社會の蠱と稱するも、之をして蠱たらしむるは社會其者なるを忘る可らざるなり。

人或は曰く、猶太人は生産者と消費者との間に立て仲人的營業を爲し、唯だ人の血を吸ふて生活するものなりと。然れども仲人的營業は社會の一要具にして、若し之を以て人の血を吸ふものなりとせば、是れ必しも猶太人に向ふてのみ責むべきとに非ざるなり。又猶太人は勞力を用ふるを厭ひ、成るべく氣樂にして身體を勞せざる職業を好むと評するものあり。是れ如何にも事實なりと雖も、而も是れ常今文明社會の狀態にして、獨り彼等のみ然りとは謂ふ可らず。且身體の勞力のみ生産的なりとの或一派の説は吾人の與すると能はざる所なるが故に、敢て此を理由として彼等を非議すると能はざるなり。加之露西亞に於ては猶太人にして勞

勤的職業に就ける者他國よりも多く、其の仕立屋、靴師、製本屋、錠前屋、馬具師、馱者、屠牛者、瓦師、ペンキ屋、染物屋と爲れる者頗る多く、又大工、鍛冶屋、煉瓦屋及路普請師と爲れる者も少なからざるが故に、右の評は特に不當なりと謂はざるを得ず。蓋今日猶太人の最も苦む所は其の狹隘なる所に幽せられて餘りに多人數群居せるに因り、所謂需要供給の法則に依り、非常に勞銀の低落を來し、爲めに生活の困窮を感ずるに在り。是れ實に彼等をして憐むべき境涯に陥らしむる源なるが故に、内地を開放して其の居住を自由にせんには、番に以て彼等を救ふを得るのみならず、國家も亦之に依て人口の人為的不平均を癒すを得、且商業不振の内地を開拓するの方便たるべきなり。

然れども之に對しては色々の異論あるべく、其の第一は政治上の點より猶太人を露西亞人間に雜居せしむるは帝國の國民的統一を破るの恐ありと云ふの說ならん。然れどもルーマニヤの如き小國なればいざ知らず、苟も露西亞の如き大國に於ては彼等をして自由に全國に散布せしむるは却て其の自己の國民的特性を失はしめ、以て露化せしむるの良法たるべきなり。又經濟上に於ては内地人の業を

奪ふに至らんとの説あるべきも、大露西亞人は商業的性質を有するは嘗ても説きたる所にして深く愛ふるに足らざるのみか、第一其間の競争は産業界の面目を一新すべき原動力となるべし。或は國家經濟の上に於ては利する所あるも、人民自身は爲めに損害を蒙るべしと云ふか、是れ亦我輩の同意する能はざる所なり。抑も露西亞内地の農民が非常なる高價を以て市の仕入品を買はざるを得ざる境遇に在り、且つ彼の「村團の蟲」と稱する高利貸の爲めに苦しめられ居るは明かなる事實にして、即ち此の過分の口錢若くは利子を貪ぼるの奸商輩を一掃するには、猶太人をして之と競争せしむると最も得策なり。即ち農民が内地開放に依て利する所少なからざるや知るべきなり。

されど論者は又曰く猶太人は人民を墮落せしむべしと。是れ謂はれなき議論にして、吾人は彼等を以て特に耶蘇教徒よりも罪を犯すと多しとの事實を發見すると能はざるなり。或は能く法律を潜るとの故を以て喋々せんも、露西亞帝國中何人か夫れ法律を潜らざるものありや。且彼等が潜ると云ふ其法律なるものは、元來無理壓制なる酷法にして、罪は寧ろ法律に在りと謂はざるべからざるなり。次

に又猶太人は露西亞を愛するの念毛頭もなし之を同胞として取扱ふは不都合なりと云ふものあり是れ何よりの異論として人の能く唱ふる所なり。然れども天下誰か己を敵視酷遇するの人を愛するものあらんや。露西亞にして若し彼等が其國を愛せんと欲せば先づ之に十分の自由を與へ他の臣民と同様に之を取扱ふべきなり。蓋猶太人の愛國心を有せざる一證左は其の兵役の義務を忌避するとなり。此事實は何人も否む能はざる所にして政府も爲めに種々の特別法を設け以て之を強行するに努めり。即ち其の不忠不従順なるは吾人も認むる所なりと雖も抑も權利の點に於ては之を露西亞人視せずして獨り此の最大義務を温順に守らんとを望むは寧ろ無理なる注文に非ずや。且軍隊に身を投ずるも昇進の見込少しもなく多年の服役を努めたる後は其の護衛し居たる所に自由に生活するとすら叶はざるの事情も須らく吾人の察すべき價あるものなり。

要するに猶太人を同化する第一の妨害は特別法なり。露國若し彼等を露西亞人として待遇せんには元來國人と和合一致するは其の利益なるに因り彼等は喜んで其排他主義を棄て其陋習を脱し以て露西亞の人士と共に手を握るに至るや必

せり。勿論此同化の實を完ふするは一朝一夕の業に非ざるべしと雖も兎に角に是れ以外には猶太人問題を解くの策なかるべし。或は彼等を他國に移住せしめんと云ふものあるも是れ無益の空論なり。況んや近年二三子の唱ふるが如く峻嚴なる法律を以て飽迄も之を追窮迫害するは却て益々此問題を困難ならしむるに過ぎざるべきなり。

露西亞は多年猶太教徒に對して苛酷なりしも回々教徒には寧ろ正當に行ひたり。今日大英國及土耳其を除く時は露國は世界第一の回々教國にして殆んど一千万人を有し嘗に亞細亞部の領地のみならず歐部露西亞の中心たる地方及西部にも其信徒散在せり。在露の回々教徒は必ずしも常に寛大に治められたるに非ずして布教事業の犠牲となりたるともありと雖も元來彼等は容易に其信仰及習慣を改めざるを以て名あるの民なるが故に常に其の甲斐なかりしが如し。例へばキルギツ地方の回々教徒は幾分か冷淡なるに因り之を改宗せしむるは容易ならんとて正教派の宣教師は布教を試みたるも此地方に於てすら好成绩を擧ぐると能はざりしなり。若し夫れ内地のオカ及ヴォルガ河畔地方に住する韃靼人に至

ては、更に困難にして些かも改宗の氣色を示さず。從來カザンの韃靼人中政府の手に依て改宗せしめたる者殆んど四萬五千人に達せるも、其多數は有名無實にして日曜日と等しく金曜日をも祭り、又教會に赴くと云ふも唯だ形式のみにして、其心は依然たる回々教徒たり。されば或は彼等を個々の村に分散せしめて其社團を割くの法を試み、或は甚しきは之を西比利亞に追放したるともあり。然れども是れ却て彼等の熱心を増さしむるのみにして、何等の利益を生ずるとなし。特にカザンの韃靼人は全帝國に「教長(Mollah)」を供給し、同信徒間に最も尊敬せられ居るが故に、之を苦めて怨を買ふは政府の爲めに決して得策に非ざるなり。

「教長」は概して博學にして此點は露西亞の僧侶に優るとあり。即ち彼等は好んで教育を受け、東方の學問に通ぜる者少なからず。トルキスタンのみにても、高等の學校は暫く別とし、四五千の小學あり。而して「教長」は説教師にして又教師なるに因り、其の修め得たる學問を以て所在村落の子弟を教育せり。又「教長」は信徒間に於て裁判官及仲裁人たり、是れ古來の法規を守れるものにして、彼等には法規は宗教の一部なるなり。然れども「教長」に斯かる權利を有せしめて、之を放任するは政

府の好まざる所なるが故に、其の上に「教監(Mutefi)」を置くことせり。「教監」は一名に非ずして主要の地方に數名あり、各地方の同信徒銘々に之を選擧し、政府之に認可を與ふ。然し實際は政府に依て任命せらるゝなり。其の職務は行政及司法上の性質を帯び、民事並に宗教上の訴訟の最上判官たり。別に一種の宗務會ありて之を補佐す、其會の議員は「教長」の選舉に係る。「教監」は通常歐風の教育を受け、且帝國の官吏たりし者を以て之に充てり。

コーカサス地方の回々教徒は最も頑固なりと雖も、之を除く時は露領亞細亞の同信徒は安んじてザラの支配を受けり。蓋し亞細亞部に於て最も頑固不從順なる者は概ねコーカサス、クリミア及近世に於てはカルス及バタム等の純回々教的地方に移り去りたるも其理由の第一なるべし。次に又亞細亞に於ては亞非利加に於けるが如くに教狂熱盛ならざるが如く、而して其の多少存する所に於ては宿命主義之を矯めて甚だしきに至らざらしめり。加之亞細亞の人民は露西亞人と其の性情風俗等の點に於て大に異ならざるに因り、自ら相知り相和するに於て便利あり。即ち亞細亞部の回教徒が露人と親み易き所以なり。偕て彼等は耶蘇教徒と

同じく政治上の権利は少しも之を有せざるも、尙土地を所有し且耶蘇教殖民者よりも重く課税せらるゝとなし。彼等は露西亞人と等しく文武の官に就くを得、又選舉に成る名譽職に當るを得。尤も歐部の市會に於て總員の三分の一以上を占むると能はざるは猶太人と異ならざるも、然し其の市會議員たるや全く耶蘇教徒と同等の権利を以て之に當るが故に、其事情大に同じからずと知るべし。

兵役問題は最も政府を煩はす所なるが、亞細亞に於ては彼等は通常此義務を免ぜられ、若し服役するとすれば同信徒のみにて特別の隊を編成せり。一千八百八十六年の法律は服役の義務をコーカサス地方に迄擴張したるも、尙回教徒には之を強ひず、唯だ義勇兵となるか若くは償金を納めて兵役を免るゝを得るとせり。蓋回教徒は安んじて政府の治下に立てるにも拘らず、兵役を強制せらるゝは其の好まざる所にして、往々之が爲めに騒動を惹起すとあり。例へばアレキサンドル二世が兵役に關する新法を發布するや、クリミヤの韃靼人は始ど將に他に移住し去らんとしたり。又一千八百八十六年アレキサンドル三世の時チエツチエン人と稱するコーカサスの一種族は、政府が戸籍調べを行ふを以て服役を強ひんとす

る用意なりと推察し、大に驚きて家族家財を取り纏め、土耳其に移住せんとし、政府は已を得ず十大隊の兵を送りて之を鎮撫したり。されば裏海兩岸の地方に於て回教徒の同化既に成れりと云ふは誇張に失するの嫌ありと雖も、而も露西亞の政府は敢て此徒に對して懸念するの必要なきは、クリミヤ戦争當時の事情に徴するも明かなり。苟も彼等が露西亞の強大を信ずる間は政府は枕を高ふして可なり。佛教は少なくも歐羅巴に於ては回教の如くに頑強ならず、露西亞帝國の諸宗教中信徒の次第に減少せるは獨り是のみなるべし。近頃までヴォオルガ下流地方には佛教徒存せしも、今は既に大半洗禮を受ければ、思ふに二十世紀には全く歐部に佛教の跡を見ざるに至るならん。更に亞細亞部に至ては其基礎の固きと固より歐部と同日の談に非ず、而して其感化も頗る深く、夫の慍悍猛烈なるゲンキスカンの後裔を化して温和優柔の民と爲せり。

彼等佛教徒は整然たる僧職組織を有し、先づ其の首長には、大喇嘛と稱する者あり。大喇嘛は千二百五十一カ、内外の所領地を有し、其外配下三十五箇の宗區 (datsans) ありの納物もあり。各宗區の長並に以下通常の僧も亦多少の土地を與へられ

且宗區の納物を受く。而して政府並に正教派僧侶は彼等の間に布教を努めり。雖も其成績は觀るに足るもの有らざるが如し。然し佛教徒は回教徒と異なり、一度改宗して耶教の門に入れば其耶蘇教徒となるの傾あり。現に眞心より感悟して釋迦を去て基督の徒と爲る者もなきに非ず。又モンゴルの學問に通ぜる佛教僧侶にして熱心なる耶教宣教師と爲れるもありたり。

佛教とスラヴ的神秘主義との間には稍默契する所あるが如きも、其の露西亞人に於ける影響は英米獨に於けるが如くならず。トルストイ及ドストエフスキの二大小説家の流を酌て、幾分か佛教の臭氣を帶ぶる者あるとするも、是れ唯だ暗に然るものにして、己れは殆ど之を知覺せざるなり。予の知れる唯一の例外と云ふはブラヴァツキ夫人なるが、同夫人は印度に趣きて親ら之を研究し、盛に佛教の他に優れるとを唱ふるのみならず、此古秘密教と近世の科學とを和合せしめんと圖れり。是れ蓋露人中唯一の佛教崇拜者なるべし。註。トルストイは佛敎の を述べし、ドストエフスキに至ては其の著「セ、カフマソフ、プラザリス」と稱する小説中に左の如き事を記せるを見るも、幾分の消息を窺ふを得べし。曰く、牛馬の如き動物は即先づ彼等に宿るべし云々。

第四章

結論。宗教上及精神上の統一。宗教上の自由は大帝國に必要なり。容易に實行され得る唯一の自由。露西亞に於ては宗教上の自由が政治上の自由に先だつの望なし

吾人は今や漸く此大帝國の道德及宗教上の事情を研究して其終りに達したり。即ち是れ結論に到るべき時なり。然れども果して結論なるものを作るの必要ありや。事實にして既に明かなれば結論は自ら其中に存すべきなり。或は先きに其の政治組織に關して未來を卜したる如く、其の宗教制度に就ても同一疑問を提出すべきや(第二卷第六編第三章及四章参照)。或は又彼得大帝後殆ど二世紀の今日露西亞は果して歐羅巴風の當世國たるや否やを問ふの價ありや。吾人は強ひて其必要を認めざる者なるが、兎に角此疑問に對する答は少しも躊躇するを要せず、即ち政治と等しく宗教に於ても、其の風俗習慣及法律の點より之を見れば、露西

亞は明かに古流國たるを免れざるなり。天下各文明國の承認する良心の自由の主義は未だ其の許す所とならざるなり。此點に於ては吾人は其の歐米諸國に及ばざるを認むるものにして特に宗教上の自由に關しては、十九世紀の終りは十八世紀の終りに比して稍劣るの觀あるは益々遺憾なりと謂ふ可し。

抑も歐亞の諸宗教を包含せる此大帝國は今も猶宗教上の統一に依て國家の統一を圖らんと欲し、徒らに陳腐の舊思想に耽れり。統一の念は勿論美ならざるに非ず、亦可ならざるに非ずと雖も、而も精神上の統一は自由自發にして生命あるものならざるべからず、形式的に爲的にして僅に強力に依て保持せらるゝが如きは取るに足らざるなり。實に往時の「インクイジション」強行者より近世の「シャコピン」派に至るまで、此の國家の精神上の統一なる美名ほど毒を世に流したる者は殆ど他に其比を見ず。當世の國家は其の人民の精神上及物質上の慾望を自由に充たさしめ、以て其の統一を求むるを得べきなり。

蓋露西亞は宗教を以て一種の制服と見做し、其の臣民をして一齊に之を穿たしめ、敢て人種性情若くは習慣の相違には頓着せざるが如し。若し果して之を以て可

なりとせば、夫の「ラフランド」人より「ジョーシヤ」人に至るまで、總べて「ミユツク」(農夫)の赤シャツと被の服を纏はしむるも差支なかるべし。然れども露西亞は版圖廣く人種亦複雑なるが故に、到底有形にも無形にも斯かる制服を用ふると能はざるなり。既に此の如き大帝國となり且教會内に異分派紛然たる以上は、宗教上の統一は唯だ法律上の餘細工に過ぎず。吾人は寧ろ宗教上の自由を許すを以て露西亞萬般の利益と信ずるものなり。人或は自由を許す時は國立教會は爲めに損害を蒙るべしと思はんも是れ決して然らず。信徒は或は減するとあらん、數に於ては或は失ふとあらん、然れども其の深さに於て益する所は廣さに於て失ふ所を償ふて餘りあるべし。國教の腐敗の原因は之に法律上の保護を與ふるに在り。保護一度徹せられ、自由競争一度開かれんか、教界は忽ち活氣を帯び、智識上に道德上に國立教會の面目を一新するや疑なし。然らば即ち宗教上の自由は敢て單に異宗派を利するに止まらざるや知るべきなり。

夫れ露西亞の大缺點は宗教上の自由を缺くに在り。特に其の政治上の自由よりも必要にして且實行し易きを思ふ時は、吾人は益々遺憾の念に堪えず。所謂當世

の自由なるもの、中、宗教上の自由は最も個人に貴くして國家には危険少なきものなり。政治上の自由は往々にして失敗に終り、大に失望を買ふとありと雖も、宗教上の自由は決して然らず。是れ實に利ありて害なきものにして、現制度顛覆の憂あるに非ず、國家に危険を及ぼすに非ず、主權者は些かも其權力を失ふとなくして、良心の安泰を求むるを得べし。加之政治上の自由とは異なりて、準備も用意も必要ならざるなり。

以上の道理は極めて明白なるも、尙ほ此自由の露西亞臣民に與へらるゝとは或は他の自由よりも遅きやも測り難し。即ち英米葡瑞の諸國の如く、管に政治上の自由に先たざるのみならず、或は政治の自由の力に依て漸くに之を得るに至るやも測り難し。蓋是れ歴史上の常態にして其異例は普魯西のみなり。而して普魯西は敢て之が爲めに悔ふる所あるを見ず。然らば露西亞はフレデリック二世の普魯西を學んで先づ宗教上の自由を與ふ可きや。吾人は之に就ては容易に斷言すると能はざるなり。唯だ皇帝の意一度決せば餘は何等の手数も要せずと雖も、其の皇帝の意なるもの果して何れの日にも能く決斷を爲すべきや殆ど豫知すると能はず。

はず。

今やアレキサンドル二世の僕農解放既に實行せられ、餘す所の光輝ある改革は正に宗教に在り。全國臣民の良心を解放して之に自由を與ふるには、僅に一發の令以て事辨ずべし。取調を要せず、法典の製定を要せず、集會討議の免倒を要せず、唯だ皇帝の一言以て此の大改革は舉げ得らるゝなり。而して宗教上の自由が敢て必ずしも國立教會と兩立せざる者に非ざるとは、英國の例と見るも明かして、且其區域は全く俗權の風波以外に立つものなるが故に、敢て皇帝の專制權とも兩立せざるとなし。既に其の容易にして利害の明かなること此の如しとせば露西亞の皇帝は直に之を斷行すべき等なるも、尙ほ然る能はざるは、他なし、古來の習慣迷信及官海の俗情俗論が強く之に反對すればなり。此國に於ては皇帝は全權全能の稱あるも、而も之を斷行するにはヘンリー四世彼得大帝若くはフレデリック二世の強健なる意思と獨立の精神とを有するに非ざれば到底不可なり。即ち其の極めて簡單なるにも拘らず、容易に實行の望なき所以なり。

露西亞の精神上の解放に對する二箇の妨害物は排外主義と國家論となり。然れ

ども天下幾多の大宗教を敵とするは果して露國の利益なりや。之を排するは即ち其の含む所の社會上の活力を斥くる所以に非ざるなきや。思ふに人若し首を俯して靜思一番せば、露西亞の宗教上の排外主義は正に其の政治上の孤立及經濟上の劣等を來したる一原因なることを悟るべきなり。夫れ露西亞人の弊は餘りに其物質上の力を恃みとするに在り。而して其の物質上の利益すら寛大なる政策を取るに因て増進せらるべし。試みに露西亞をして寛大に猶太人を取扱はしめよ、然らば歐洲の金融界に於ける其信用は忽ち高きを致すべし。流石にカトコフは之を悟り、之を以て猶太人排斥に反對するの理由の一と爲せしなり。

良心の權利、文明の利益及社會人心の蒙るべき福利等は暫く別とするも、苟も物事の勘定を知るの政治家は必ず此大眞理を認めざるを得ざるべし。即ち宗教上の統一を圖るの政策は、國民及版圖の組織複雑ならず且其の關係する所廣大ならざる小國に於ては可なるべしと雖も、大國は決して然る能はざると是なり。要するに宗教の統一は帝國の政策に非ざるなり。昔羅馬が「パンセオンの殿中に萬國の神を祭るを許したるは、正に此眞理を解したるものと謂ふ可し。されば良心及人

道の權利は正に一強國としての露西亞の眞正の利益と相一致せるなり。然れども國民若くは國家に對し、其の眞正の利益の何たるやを問ふは餘計の世話なるべし。吾人は敢て深く立入りて無用の辯を費さざるべきなり。

露西亞帝國終

明治卅四年五月三十日印刷
明治三十四年六月二日發行

定價金貳圓

譯者 林 毅 陸

發行者 高 田 俊 雄
東京市牛込區赤坂下町二十七番地

印刷者 佐 久 間 衡 治
東京市牛込市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 東京專門學校出版部
東京府豊多摩郡戸塚村
大字下月塚六百四十七番地

印刷所 株式會社 秀英舎第一工場
東京市牛込市谷加賀町一丁目十二番地

發賣元 博文館

東京市日本橋區本町三丁目

發賣所 有斐閣

東京市神田區一ツ橋通町

同 東京堂

東京市神田區靈神保町

同 吉岡書店

大阪市東區備後町四丁目

早稻田叢書出版の趣意

按するに學問は何其國の語を以て學ぶべきものなり英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸語を以て學問を
 其國に於ても其國の語を以て學ぶべきものなり英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸語を以て學問を
 勢は此普通の道を履むを許さず學に志す者其目的を達するの手段として先他國の語を學び然る後其語を以て著述せられたる書籍により研究を
 さる可らざりしなり抑も如何なる學問を問はず其種を履むは自ら國の語を以て研究するのみを以て満足せず他の國語を學習して
 研究の範圍を擴むるは固より必要なれ共當初より外國の語のみを以て研究するのみを以て満足せず他の國語を學習して
 不便の少からざるのみならず弊害も亦極めて多し一言以て之を推へば斯の如き有様にては學問の獨立なるもの得て期す可らず夫
 弊害を救はんと爲めに起り専ら邦語を以て政治經濟法律文學の諸科を授け我が東京專門學校が邦語を以て十數年間此等
 語を以て専門學を教授するの結果は外國語を以てするに比し毫も劣る
 こと無きのみならず反つて良好なり而して外國語を學ぶが爲に費すべ
 き勞苦と歲月とは固より之を省くを得ざらん 邦語教育は教場教育なり修業一旦教
 師に別研究を爲さんとするに當ては彼の參考書なるもの大抵漢行文字にして邦語を以て編まれたるもの殆んど有る無
 しこれ豈學問の進歩に關する一大缺典にあらずや思ふにこれを補ふの途他無し先進の學者著述を著むると共に諸外國の 名著を翻
 譯して之を紹介するにあらんは我專門學校が政治經濟
 然れども政治經濟法律に關する著譯書出版の趣意は以上述べた所に止まらず今日日新進歩の時勢に於て人々政治經濟法律の如き社會に密接の
 關係ある學問上の智識を蓄積するの必要あるは論を俟たず我專門學校に思ふ所あるが故に彼の歐米に行はる「ユニヴァルシティー」エキストラ
 ションの制に倣ひ或は講義録を發行し或は講義を地方に開きて斯學の普及を謀れり左ればこの著譯書出版の舉も世間學生諸氏の便益を計
 るが爲めのみならず又世の指南車を供給せんが爲なり世間活眼學の士等に留意の在る所を附
 廣く大方士君子に世の指南車を供給せんが爲なり世間活眼學の士等に留意の在る所を附
 泰西の諸著述を翻譯するは固より新奇の事業にあらず然れども從來の翻譯書中其の成者は既に陳腐にして參考と爲すに足らず或者は翻譯杜撰
 にして解讀し難きものあり本校に於ては觀る所あるが故に原書新著述を翻譯し正確ならんこと平易明瞭を旨とせり其當否に
 責任を負ふのみならず本校も亦責任を任ぜん其の既に翻譯出版したるは左の諸編にして其他は逐次出版すべし

米國アリソンストン大學政治科教授
文學博士ウヰロオ、ウイールソン原著
文學士高田早苗譯

(版七) 政治況論

全一冊

一名 沿革實用政治學

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
一千二百五十頁 郵稅貳拾四錢

原著者は米國嶄新の學理と精密の考證を以て希臘
新學派の泰斗、嶄新の學理と精密の考證を以て希臘
世の歐米諸大國に涉りて其政治制度を研究して此書を著せり卷中載す
る所此等諸國制度の沿革より現行の憲法行政法地方制度に及び細大漏す
無く然し記事簡潔論評犀利の右に出づるもの未だ世にあ
らず

英國ケンブリッッジ大学教授、マインツル原著
法學士井上辰九郎譯

(版九) 經濟原論

全一冊

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
八百頁 郵稅拾八錢

本書は經濟學界の木鐸として歐米二大國に名譽高く英國、
近世

マインツル氏の多年の最近の名著にして先づ經濟學研究の必要、
研究の結果に成れる最近の名著にして先づ經濟學研究の必要、
及び範圍より富、貨物、資本、收入、需用、供給、價格論等に及び終り
に社會の進歩と職工組合の利害等々論じり、其既く建設
價格との關係、職工組合の利害等々論じり、其既く建設
奇を街はずす所說穩健立論精詳にして譯文亦正
確明暢なり

英國ケンブリッッジ大学教授、マインツル原著
法學博士天野爲之助
東京專門學校編輯部譯

(版三) 國民銀行論

全一冊

一名 信用組合新策

背皮金文字入上製 正價金壹圓
五百餘頁 郵稅拾四錢

本書は新道の發展の快植者として任する國民の勤儉心を養
ウオルフ氏の最近名著にして其の所載の國民の勤儉心を養
ひ貧民にして不知不識の巨額の資本を儲蓄せしめ以て經濟上最も
善せしめ以て經濟上最も善せしめ以て經濟上最も善せしめ以て
を計り國家生産上に考證豊贍立論精詳なり譯者は亦た
裨益を興ふるに在り考證豊贍立論精詳なり譯者は亦た
て歐米の現今制度及び我國の報徳社を以て附載し我が朝
野の名家を賛し數通の序跋書翰を寄せらるる吾人は本書

り社會問題豫防解釋の指南となるを信じて世の政治家
一本を備へられんと希望する者也

國際法專攻法學士中村進午著

(版三) 新條約論

全一冊

背皮金文字入上製 正價壹圓參拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

本書は學問院の教授により國際法專修の爲め多年獨創に留學
の経験により新條約を解釋したる中村法學士が最新の
學理にて新條約を解釋したるものにして改正條約
の得失利弊其理論を實行を論評し新條約實施
得を脱き盡して、世の
遠慮なく附録には日英、日獨、日露、日米、日清
五大新條約正文を掲載

英國ケンブリッッジ大学教授、マインツル原著
法學士田島錦治共譯

(版三) 經濟政策

全一冊

附 外國貿易論

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

英國ケンブリッッジ大学教授、マインツル原著
法學博士天野爲之助譯

(版三) 經濟學研究法

全一冊

背皮金文字入上製 正價金壹圓
四百五十頁 郵稅拾四錢

本書は英國著名の學者の紛々たる俗論の經濟學研究者を
誤る遺憾の眼光を以て經濟學純正論派及び歴史論派の缺點
短處僻見誤謬を論議して其の論評的確引
證精密論評に到らざる議に當らざるを以て最も平易

歴史叢書發行の趣意

本校出版部は史學專攻の諸名家に囑し『歴史叢書』の名の下に左の諸歴史を出版せんとす其趣旨とする處は世界的觀念の發達て國民教育の一大主眼を貫徹するに就て裨益する所ありしめ且つ諸専門學科就中政治、經濟、法律、文學の諸科を研究するの基礎として必要なる歴史的知識の普及を計らんとするにあり二十世紀の日本國民は特に世界を知らざるべからず史的智識に基かざる空論妄斷は遂に有害無益たらざんばあらず世間有事の士幸ひに余輩と感同ふし『歴史叢書』出版の舉を贊助せられれば皆に余輩の幸福のみならず

希臘史 文學士 幸田成友編
羅馬史 浮田和民編
英國史 松平康國編
佛國史 長田忠一編

獨逸史 文學士 限本繁吉編
露西亞史 高田早苗編
伊太利史 文學士 坂本健一編
西班牙葡萄牙史 文學士 村川堅固編
荷蘭白耳義史 文學士 坂本健一編
北歐史 文學士 高桑駒吉編
土耳其波留汗史 長田忠一編
米國史 小崎弘道編
中央亞細亞史 文學士 高桑駒吉編
印度史 文學士 高桑駒吉編
清國史 文學士 矢野仁一編
近世殖民史 文學士 河合弘民編
英國憲法史 文學士 松平康國編

●新刊廣告

山本利喜雄編著
高田早苗校閱

歴史叢書 第一編 **露西亞史** 全 正價金壹圓廿五錢
一冊 郵稅金拾四錢

背皮金文字入上製 五百頁 石版地圖挿入
(來十月中旬發行)

本校の歴史叢書を發行するの主旨は大略上述の如し而して其第一編として露國史を出すの理由は他に非ず近來世界に於ける露國の勢力は熾々として烈日の如く特に其東洋に於ける近時の活動は全世界の耳目を變動せしむるに足るものあり然れども建國以來其歴史は暗黒に掩はれ露國なるものは一の「大なる怪物」の如く見做され其真相得て知るべからず特に利害の關係密接なる我同胞間に於て露國に關する**知識最も乏し**きを免れず是れ本校が歴史界の爲め又絶東近年の形勢に鑑みて我國民の爲め深く遺憾とする所にして今此露國史を上梓するも一は之が爲めなり、本書は山本氏の方今歐米に於て露國史のオーソリテイを稱せらるるラムホード氏の名著を基とし傍ら博く東西の史書を參考して編成したるものにして露國建國以來今日に至る盛衰消長より其人情風俗宗教文藝に至るまで博識詳叙す所なく「大なる怪物」の本林は本書に依りて全く明かりなりと謂ふべし左れば從來露國史の欠乏に苦める學者は勿論東洋の風俗甚だ急なるの今日志を天下國家に存する人士の必ず一讀せざるべからざるものは本書なるべし

松平康國編著

歴史叢書 第二編 **英國憲法史** 全 正價金壹圓廿五錢
一冊 郵稅金拾四錢

背皮金文字入上製 凡五百頁 石版地圖挿入
(來十月中旬發行)

世界に於ける諸立憲國の憲法は皆英國に取る故に憲法に關する根本的研究を爲さん欲する者は必らず眼を英國憲法に馳せざる可からず而して英國憲法なるものは所謂制定されたるに非ずして生長したるものとすれば其起源と變遷と發達とを叙する英國憲法史の研究は**最も肝要なり**英國に於ては憲法の研究は即ち憲法史の研究に外ならざれば英國憲法史に關する名著大作甚だ多しと雖も我國には之に關する**良著誠に乏し**きは吾人の常に遺憾としたる處なり松平康國氏我專門學校に講師として多年憲法史を講義し諸書を洗練して今や此の著作を爲せり乃ち其の世を裨益する處からざるべきを思ひこゝに收めて歴史叢書第二編となせり世の爲學者等に一本を座右に備へられよ

早稻田學會設立の趣意

早稻田學會は我が東京専門學校に關係ある諸士及び天下の同志と共に政治法律經濟及び文學上の問題を學術的に講究するを目的とし此目的を達する爲めに早稻田學報と稱する學術應用の評論雜誌を發行するものなり、願ふに我國最近數年間文運の隆興と共に政法文學の雜誌世に出づるもの千百管ならずと雖も多くは時事を放談するに非ざれば徒に抽象的學理を空論するものに非ざるはなし而して輕薄放漫なる時事論の青年學生に害あつても實際社會にも共に有益にして又た必要なるは實際的學理と學理的の實際知識となり換言すれば學理と實際との調和を得たるものは是れなり早稻田學會は乃ち此調和を計るを目的として起り早稻田學報は乃ち政治經濟法律及び文學上の時事問題を採り來りて學術上より精細の觀察を下し正確穩健の論議を爲さんとするものなり四方同感の人士幸に本會の意を諒とせば下文の規約を讀て入會を吝む勿れ

早稻田學會規約

第一條 本會は政治經濟法律文學に關する諸般の問題を研究し傍ら東京専門學校と會員との關係を親密ならしむるを目的とす
 第二條 本會は廣く東京専門學校に關係を有する人士を以て之を組織す
 第三條 前條の外本會の趣旨も賛成し規定の會費を納むるものは會員たるを得べし

第四條 本會は第一條の目的を達する爲め月刊雜誌を發行して之を會員に頒布す
 第五條 本會に編輯部を設け左の委員を置く(委員は選出)
 第六條 本會々員たらんとする者は會費(雜誌發行費)を添へ其旨本會へ申込むべし但し會費は半ヶ年分以上を前納するを要す
 第七條 前條の申込む時は本會は會員證を添へ本會雜誌を送附すべし但し會員姓名は時々之を本會雜誌に廣告すべし
 第八條 會費は左の割合を以て之を前納すべし但し郵券代用を附絶す
 半ヶ年 金八拾錢 一ヶ年 金壹圓五十錢
 但會員外者には一部郵税共金拾五錢にて頒布すべし

第九條 本會々員は雜誌の頒布を受くるの外東京専門學校に定期開股する科外開股、法學部討論會、大演說會及び國會演習等に出席するの權利を有す

但し會費切れたる時は其月より雜誌の頒布を停止し尙ほ會費滞納三ヶ月に渉るものは退會者と見做し以上の權利を停止するに共に其旨誌上に廣告すべし
 第十條 本會發行の雜誌は早稻田學報と稱し其掲載項目大要左の如し
 ●論 政治法律經濟文學に關する東京専門學校の講師校友
 ●論 其他諸名家の論說を掲載す
 ●演 内外の碩學名家を聘して東京専門學校に定期開股する科外開股、大演說會、國會演習及び法學部討論會の筆記を掲載す

●譯 泰西の名著及雜誌等より政治法律經濟文學に關する有益の文字を譯載す
 ●新刊批評 内外の新刊物を批評して之を世人に紹介す
 ●時事 政治法律經濟文學上の時事を觀察して簡明扼要に之を世人に報道す
 ●質 疑 政治法律經濟文學に關する會員の質問に對する答案を掲載す
 ●早稻田記事 東京専門學校の状況校友同政會及本會員の動靜を報告す

注意 本會發行の早稻田學報は議論の正大剛健なると記事の精確詳明なると材料の豊富なることを世間篤學者の歡迎を受け且つ來號(四十五號)よりは本校校友大會の決議により二千有餘の校友諸君が義務購讀せらるゝ事と爲りたるを以て更に**一大改良**を加へ百二十餘頁の大雜誌と爲し江湖の眷顧に酬ひんとす
特に從來の會員諸君に告ぐ

前記の如く本會雜誌第四十五號より大改良を加ふるると共に會則も多少改正相成り候へども從來繼續して本誌を購讀せる諸君は特に之を會員と見做し從て會員の權利及び其の停止も前條の規定に準據すべきものに就き左様御承知可被下候
 又第四十五號以後分迄會費前納の諸君も前記の如く會費の改正に基き自然不足(一ヶ月分にて金五錢)を生ずる儀に付き至急御拂込みの程希望致候

東京専門學校 出版部内 **早稻田學會**

明治三十三年九月

エト6D-71

文學士國 阿梅若大郎 著
 地原正直 共譯
 法學士河津 運 著
 國 逸 ナルテンブルク 著
 三並 其 譯
 島村瀧太郎 著
 文學博士 坪内雄藏 著
 英 美 佛 貨 財
 文 辭 陀 幣 政
 學 學 傳 論 學

文學博士 坪内雄藏 著
 文學博士 佐久間信恭 著
 浮田和民 著
 佛國ボリニ 著
 林毅 譯
 露 西 亞 帝 國
 英 文 註 釋
 英 文 評 釋
 英 語 及 英 文 學
 研 究 資 料
 史 學 原 論

發行所

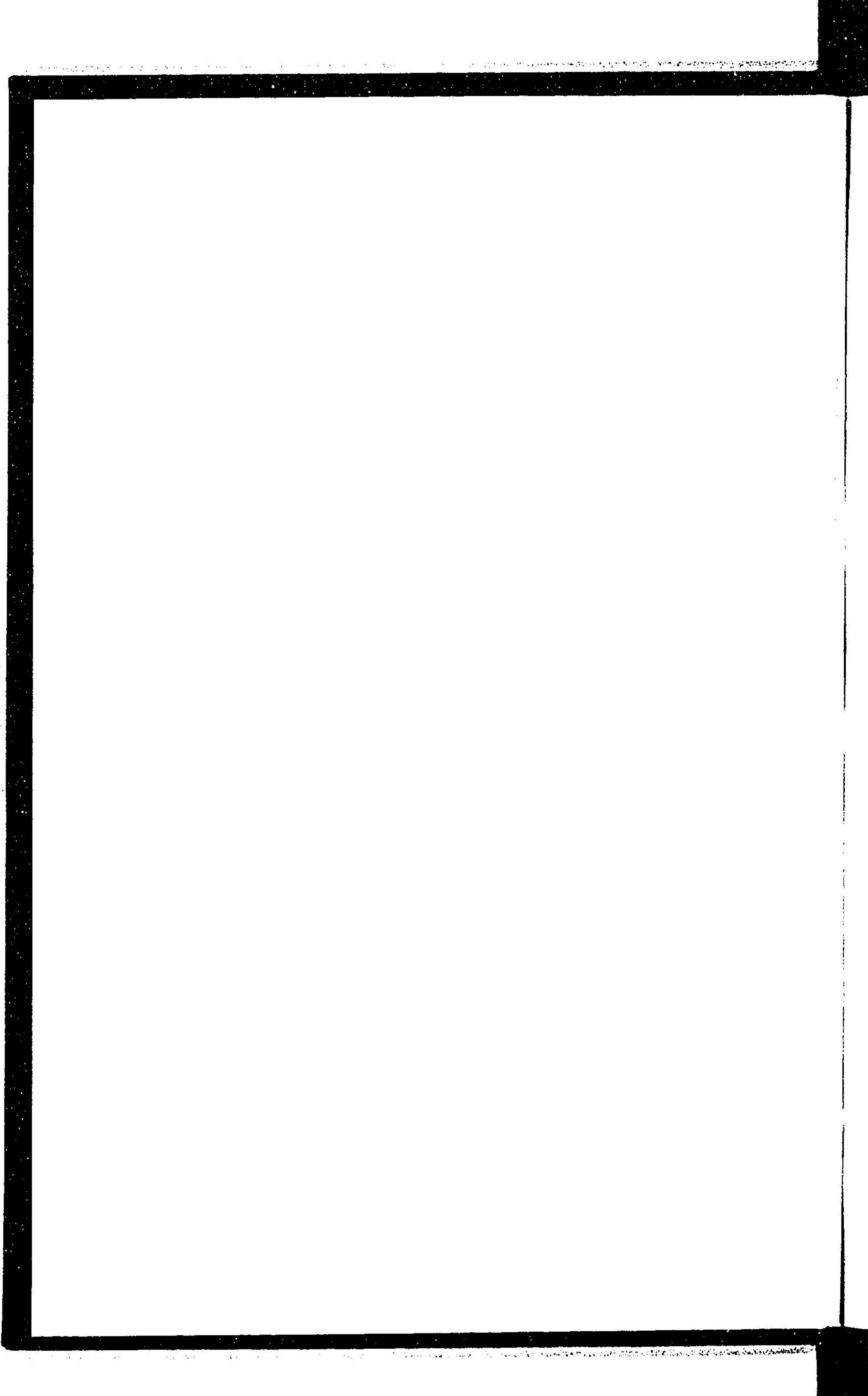
東京牛込早稻田 東京專門學校出版部

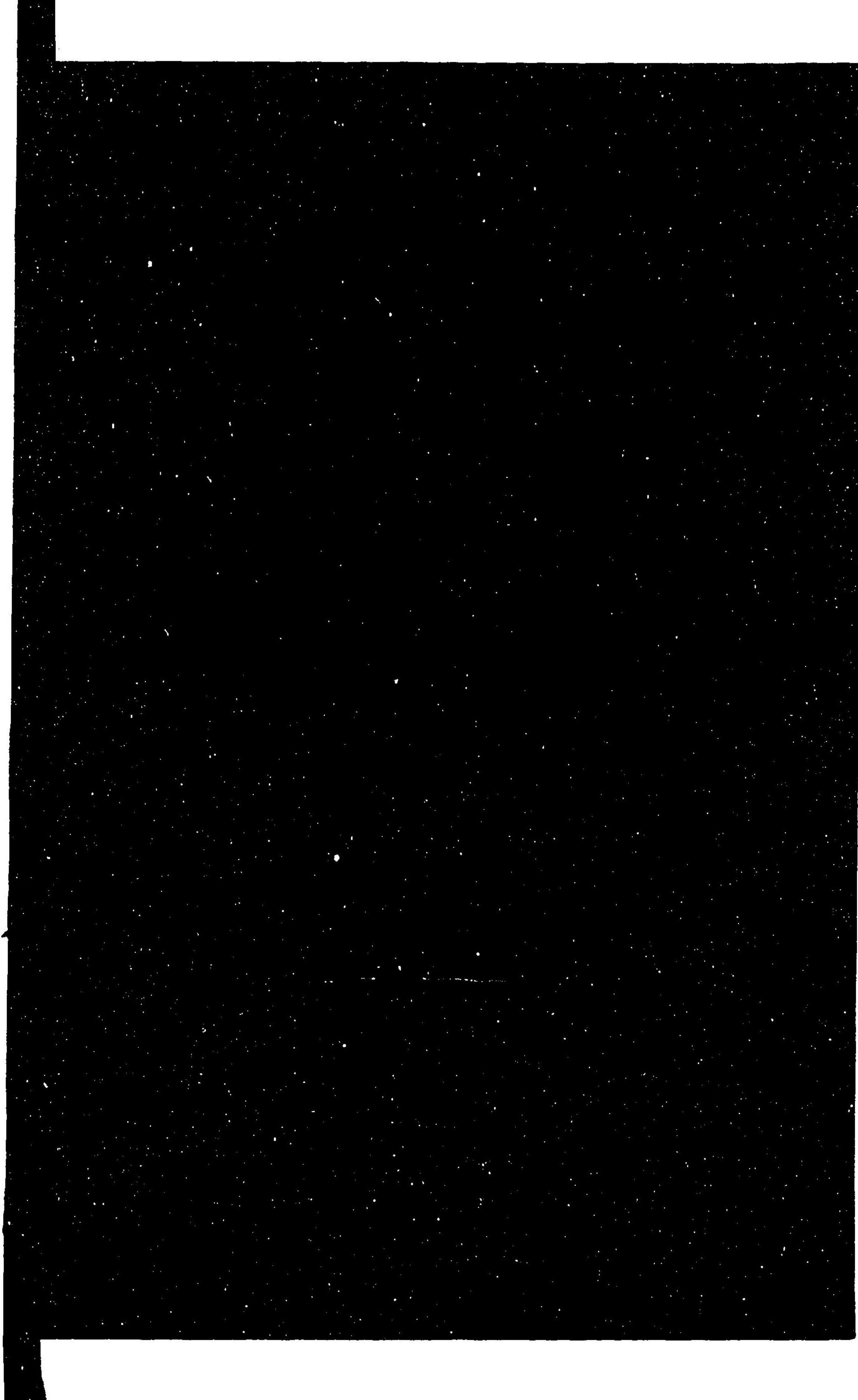
發賣所

日本橋區本町三丁目 博文館

大取次

神田區一橋通町 有斐閣
 神田區表神保町 東京堂
 大阪東區備後町四丁目 吉岡書店





87
22

026876-000-6

87-22

露西亜帝国

アナトール・レルア・ボリユー/著

M34

ADF-0058



